

官報 号外 昭和六十二年九月四日

○第一百九回 参議院会議録第十号

昭和六十二年九月四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十号

昭和六十二年九月四日

午前十時開議

第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

第二 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

第三 日本航空株式会社法を廃止する等の法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

第四 食糧管理法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)

第五 外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、所得稅法等の一部を改正する法律案及び地方稅法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

税法、印紙稅法、國稅通則法、租稅特別措置法等の一部を改正することいたしております。

第一に、所得稅につきましては、中堅所得者層を中心して、負担の軽減及び合理化を行うこととしております。

すなわち、稅率構造について、最低稅率の適用新たに十六万五千円の配偶者特別控除を設けることといたします。

また、給与所得者につきまして、特定支出の額が給与所得控除額を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができるこ

として、申告納稅の道を開くこととしておりま

す。

さらに、老年者控除を現行の二倍の水準に引き上げるとともに、公的年金等に対する課稅につい

て、老年者年金特別控除及び給与所得控除の適用にかえ、新たに公的年金等控除を設けることといたしております。

第二に、利子課稅等につきましては、実質的な負担の公平を確保する等の見地から、少額貯蓄非課稅制度、郵便貯金非課稅制度及び少額公債の利子非課稅制度を、老人等に対する利子非課稅制度に改組することとし、これら以外の利子所得に対する課稅について所要の見直しを行うこととしております。

次に、取引所稅につきましては、各種有價証券の先物取引の間の課稅の均衡を図る見地から、その税率について所要の見直しを行うこととして、ま

た、有価証券取引税につきましては、各種有價証券間の課稅の均衡を図る見地から、転換社債券等の税率を引き上げるとともに、金融の国際化等に配意して、一般の譲渡の場合の株券等の税率を引き下げる等の措置を講ずることとしております。

その他、印紙稅につきまして、円建で銀行引受手形に対する負担軽減措置を講ずるほか、登録免許税につきまして、土地に関する所有権の移転登記等に対する負担を一・五倍とすることいたしてお

ります。

第三に、資産性所得に対する課稅を一層適正化

する見地から、土地稅制及び有價証券の譲渡益課稅についてその見直しを行うこととし、土地稅制につきまして、所有期間二年以下の土地等の譲渡をした場合の譲渡益に対する重課の特例等を時間的に設けるとともに、所有期間が五年を超える一定の土地等を譲渡した場合の譲渡所得を長期譲渡所得とする等の措置を講ずることとしたしております。

また、有價証券の譲渡益課稅につきましては、先物取引による所得をその課稅対象に加えることとしております。

第四に、間接稅等につきましては、まず、たばこ消費稅につきまして、現行の税負担水準を維持する等の見地から、稅率等の特例措置の適用期限を昭和六十三年三月三十一日まで延長するとともに、日本たばこ産業株式会社の納期限の特例措置を廃止することとしております。

第五に、申告水準の維持、向上を図るため、各種加算稅の割合を引き上げることとするほか、所

要の措置を講ずることとしております。

また、施行期日につきましては、原則として昭和六十二年十月一日から施行することとしておりますが、利子課税の改正、給与所得者の特定支出の控除の特例の創設、公的年金等の課税に関する改正等については昭和六十三年一月一日から施行する等、改正内容に合わせて施行期日を定めております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。が、衆議院におきま

して次のとおり修正が行われております。

その第一は、所得税の税率について、課税所得二百万円以下の部分に適用される三段階の税率を、百五十万円以下の部分につき一〇・五%、百五十万円を超えて一百万円以下の部分につき一二%の二段階に改めること、第二は、非課税貯蓄制度の改正、利子所得の分離課税等利子課税制度に関する改正についての実施の時期を昭和六十三年一月一日から同年四月一日に延期すること、第三は、勤労者財産形成住宅貯蓄契約及び勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預貯金等の利子等については所得税を課さないものとすること、第四は、利子課税制度のあり方についての見直しに関する規定を設けること等であります。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(藤田正明君) 葉梨自治大臣。

〔国務大臣葉梨信行君登壇、拍手〕
○國務大臣(葉梨信行君) 地方税法の一部を改正する法律案につきましてその趣旨を御説明申し上げます。

今回の地方税制の改正に当たりましては、最近における社会経済情勢の変化等に即応した税制全般にわたる改革の一環として住民負担の軽減及び合理化等を行うことを基本としております。

以下、その概要につきまして御説明申し上げます。赤桐操君。

まず、個人住民税につきまして、中堅所得者層を中心とした負担の軽減合理化を図る観点から、

税率構造の簡素化及び累進度の緩和、基礎控除額等の引き上げ並びに配偶者特別控除の創設等を行

うこととし、昭和六十三年度及び昭和六十四年度に実施することとしております。

次に、住民税における利子課税制度の合理化を行い、老人等に対する利子非課税制度に係るもの

を除く利子等及び金融類似商品の収益について、一定税率で都道府県が課税する仕組みの住民税の

利子割を創設し、昭和六十三年一月一日から課税することとともに、勤労者財産形成住宅貯

蓄等に係る利子等については低率で課税することとしております。

このほか、所要の改正を行うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。が、衆議院におきま

して次のとおり修正が行われております。

その第一は、勤労者財産形成住宅貯蓄等に係る

こと、第二は、住民税の利子割の課税の実施時期を昭和六十三年四月一日とすること、第三は、利

子所得に対する地方税の課税のあり方についての

見直しに関する規定を設けることであります。以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○赤桐操君 登壇、拍手

私は、日本社会党・譲憲共同を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に対し質問を行うものであります。

まず、中曾根総理に税制改革の基本理念と今回提案の税法改正の関係を伺います。

総理は、六十年九月二十日の政府税調への諮問で、「公平かつ公正な国民負担の実現、簡素で分かりやすい制度の確立及び活力ある経済社会の構築を目指し、かつ、国民の選択の方向を十分く

より納税者の理解と協力を得られるようなる」としておられます。

政府の税制改革の考え方は、直接税負担の軽減と代替措置としての大型間接税創設で、シャウブ

税制の直接税中心の税制度をヨーロッパ型の間接税重視の税体系に移行するということでありまし

たし、これが社会経済情勢の推移と将来の展望を踏まえた税制と国民に訴えてきたことはお忘れで

はないであります。

今回の税制改正は、この基本原則とは百八十年異なる、直接税である所得税の減税を行う一方で、同じ直接税であるマルチ税制廃止による利子課税を導入しようという、まさに直対直の税制改

正であります。何ゆえそのようになったのか、変わったのかを伺いたいとの、総理があれほど固執

していた直間比率是正の税制度ないしは税体系の改革は取り下げられたのか、伺いたいと思いま

す。

国民の間には、所得税の減税でつって、近い将来穴埋めのための増税、それも大型間接税の導入

を政府はねらっており、直間比率是正の立場を捨てたわけではないとの疑惑と不信感があります

ので、この点を明確にしていただきたいと思いま

す。

次に、今回の所得税改正で減税優先を明確にし

たことは一応評価できますが、減税額は衆議院における修正を経ても一兆五千四百億円という小ぶりであり、これでは内需拡大型経済成長の最も有力な武器である個人消費に活を入れるには力不足であります。我々野党が要求しております二兆円減税が実現するよう政府に一段の努力を要求するものであります。

なお、六十二年度減税については、六十一年度の剩余金と六十二年度税収の過小見積もりによる年度内自然増収で減税財源は十分あることを申し上げておきたいと思います。

次に、マル優制度廃止についてただしたいと思います。

私どもは、厳格な限度管理を行い、悪徳マル優利用者を締め出すとともに、多くの庶民の生活を守り、老後の保障のためにマル優制度は存続すべきであるとの立場に立っておりまます。總理がサミットでマル優廃止を口にしたこと、これは国際公約などの説も耳にしますが、これほどばかりた話はございません。国内の政策決定を外圧をつくり出して、これを利用して国民に押しつけようというようなことは断じて許されないからであります。

マル優を初め庶民が貯蓄に励むのは、病気や子供の教育等の不安と将来の出費に備えるためであり、さらに、高齢化社会を迎え、中高年齢層は老後生活の自助努力の一環として行っていることは多言を要しないところでございます。こうした貯金の利子に税金をかけて取り立てようといふのは、広義に解するならば、生活費非課税の原則に反するとも言えるのであります。

政府は、六十五歳以上の高齢者や身体障害者の

マル優は存続すると宣伝いたしておりますが、この税制改悪をこまさうとしているものであります。しかし、これまで不正利用を放置してきたのは自民党政府であることも事実であります。ほんの一握りの悪徳資産家を締め出すためにマル優を廃止するのは、角を矯めて牛を殺すのなぐいと言わなければなりません。

さらにまた、マル優廃止に伴つて生ずる不公平についてどう対処されるのか伺いたいと思いま

マル優制度は不公平税制の最たるものと總理は発言されました。不正利用があることは否定できません。しかし、これまで不正利用を放置してきたのは自民党政府であることも事実であります。ほんの一握りの悪徳資産家を締め出すためにマル優を廃止するのは、角を矯めて牛を殺すのなぐいと言わなければなりません。

マル優は存続すると宣伝いたしておりますが、この二・一・二倍の一兆三千六百六十四億円が納付されたことを見ても、キャピタルゲインが巨額に上ります。これは間違いありません。しかし、周知の億国民の大多数が必要とする毎日の生活にかかわる政策であることを忘れてはならないであります。

日経新聞によりますれば、全国上場株式の時価総額は、六十一年度中に百二十兆円も増加し、こ

れは、六十二年度に開いては前年度剩余金等で賄えます。しかし、これまで不正利用を放置してきたのは自民党政府であることも事実であります。ほんの一握りの悪徳資産家を締め出すためにマル優を廃止するのは、角を矯めて牛を殺すのなぐいと言わなければなりません。

次に、減税財源問題で政府の態度を明確にしていただきたいと思います。

所得税減税一兆五千四百億円に見合う減税財源として、大兆円の税収が可能になると指摘いたしております。マル優廃止による税収の五倍となるであります。

政府はまた、いろいろとへ理屈を並べて、キャ

従来、分離選択課税によって利子所得に三五%の税率で税金を納めていた人は、今回の一律分離課税によって税率が二〇%になりますと、大変な減税の恩恵を受けることになるのであります。

これまでの分離選択課税の預金者は金持ち階級でありますのに、何ゆえそれほど優遇されなければならぬのか、多くの零細なマル優預金者には理解できないところであります。國民にわかるよう御説明を願いたいと思います。

マル優が不公平税制の最たるものとマル優攻撃に熱心な總理は、他の資産所得、特に株の売買利益、キャピタルゲインについては黙して語らずですが、こちらは公平税制が実施されておりましま

うか。昨今の株式市場の状況は、六十一年度の有

債証券取引税が当初見積もりの六千三百三十億円

の二・一・二倍の一兆三千六百六十四億円が納付されることはだれよりも税務当局が御存じのはずであります。要は、やるかやらないかの問題であります。結局、政府のお目こぼし政策によって、國家財政の負担でマネーチーム獎勵、キャピタルゲイ

ン擁護を行つていると言つても過言ではないと思ふ。さらに、日銀を初め金融機関等の調査で、預貯金と株式等の貯蓄形態別の資産形成を見まする

ことは明らかであり、総務省貯蓄動向調査によれ

と、高額所得者と金持ちの株式保有比率が高いことは第一分位は四・〇%、高所得層の第五分位が二

入・三%となっております。今日の財テク、マ

度、今回の一・二・三倍の税制導入は不公平税制拡大の突破口となる危険はありませんか。

私どもは、國の税制の中心に直接税を据え、そ

の主柱である所得税は、総合課税と超過累進的方式で行なうことが公平税制樹立に不可欠の要件であると確信いたしております。

したがつて、今回のように利子所得だけを取り出し、資産家、大金持ちも貧乏人も構わずに一律二〇%課税というやり方は、税制をゆがめ不公平な税負担を強いることになると考へるのであります。

そうした状況下でのマル優の廃止は、資産課税の中取りやすい労働大衆のとらの子の利子を懷に手を突っ込んで取るやり方で、許されるものではないであります。藏相の御答弁を求める

す。最近の政府の動きは、クロヨン等に見られるごとく、所得の捕捉と総合課税の実行には限界があるとの立場で、所得税の原則遵守とは逆に分散型の税制をねらっているようと思われてなりません。

また、所得分割を容易にした点で不公平と批判されている税制を、公平税制確立の方向に改めるのではなく、不公平批判の口封じのようなやり方の翻案策を弄して新たなみがみをつくるような点が目立ち過ぎるのであります。

八月七日の与野党幹事長・書記長会談の申し合わせの中に、利子課税制度のあり方については総合課税問題を含めて五年後に見直しを検討するとの項目があります。これは、所得税制が分割・分散化の傾向を強めつつあることに与野党の代表がぐきを刺したと理解いたしておりますが、政府はどうお考えですか。したがって、一律分離課税は、

たとえ法案が成立いたしましても、时限立法であり、所得税の原則である総合課税に戻すことを明確にすべきだと思いますので、蔵相の答弁を求めたいと思います。

最後に、税制改革失敗の政治責任及び歳入予算のあり方について伺いたいと思います。

百八国会での公約違反の大型間接税導入のもうろみは、国民的総反撃によって閣議六法案の廃案と六十二年度歳入予算の執行不可能な事態を招いております。この前代未聞の大失政の責任はだれがおとりになるのですか。政治にはけじめと責任が大事ではないでしょうか。その責任を放棄したまま、百九国会では、税制改革に筋道をつけるなどといふ言い方で、中曾根総理の任期満了までの指導力の衰えを回避し、政権の座を維持する方策に税制改正を利用しているという批判的論

調が強いのですが、総理の御答弁を求めたいと思います。

さらに、売上税收入を柱とした六十二年度予算是、執行不可能の状況にありながら、先づるの補正予算で一指だにも触れず放置された政府の責任は重大であります。歳入予算は国会で議決した予算とどんなに違っても構わぬというのが政府の見解であります。これでは憲法八十三条の国會の議決に基づいて國の財政を處理しなければならないとの規定は死文化し、財政民主主義は空洞化してしまいます。このような欠陥予算を放置している政府の責任を追及し、答弁を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 赤桐議員にお答えをいたします。

まず、直間比率は正の御質問でござりますが、戦後四十年間にわたる社会経済情勢の著しい変化に即応いたしまして、シャウプ税制以来の税制に対する全般にわたって根本的な見直しを行なうことにより、二十一世紀を展望した新しい税制を確立することは、ぜひとも行わなければならぬ喫緊の課題であると考えております。

今回の税制改正法案は、税制全般にわたる改革の必要性にからがみ、その一環として、所得課税の負担軽減及び合理化とその財源措置の観点をも踏まえて、内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置を取りまとめたものでございます。

今後の税制改革の展望につきましては、さきの衆議院議長のあつせんにおける、直間比率の問題もあり税制改革は急務である旨の御指摘を踏まえ

まして、政府としても、この協議会の推移を見守りつつ、慎重に検討してまいる考え方であります。

二兆円規模の減税実施の御要望でございますが、今回政府が提案しました減税案は、中堅所得者層の税の重圧感、不公平感に配慮して、働き盛りの中堅サラリーマンの税負担を大幅に軽減し、ならないとの規定は死文化し、財政民主主義は空洞化してしまいます。このよろづや欠陥予算を放置している政府の責任を追及し、答弁を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

まず、この修正を含めた減税額は、昭和六十三年度において地方税を含めて二兆円を超えるものとなることは、ぜひとも行わなければならない喫緊の課題であると考えております。

マニラ問題でございますが、非課税貯蓄制度について何らかの方法により不正利用を防止して存続すべきではないかとの御指摘については、巨額の利子所得が課税ベースから外れており、給与所得、事業所得との間で税負担の不公平をもたらす問題点の解決には役立たないと考えられる。

また、老後生活に充てるための所得の確保の問題であると見ております。

金持ち優遇ではないかという御質問でございまして、今回の改組は、現行非課税貯蓄制度に内在するさまであるものと見えます。

するさまざまな問題を解消するための抜本的な見直しの必要から起つたものであります。これは本格減税のための恒久財源を確保するためにもまた不可欠であると考えておる次第であります。

一律分離課税は、利子所得の発生の大量性、その元本である金融商品の多様性、浮動性といった特異性に配慮して、簡素、中立、効率といった要請にもこたえるものとして採用したものであります。一律分離課税への移行は、むしろ高額所得者に負担の増加を求める、実質的な公平を進めるものになるものと考えられます。したがって、金持ち優遇であるという御指摘は当たらないと思います。

減税財源につきましては、恒久財源を確保しつつ実施することが必要であります。

今回の税制改正法案における減税の恒久財源については、利子課税制度の改正を中心として、期限の付されておる税制上の特例措置その他のものまで含めれば、何とか財源措置に見合ったものとなつておると思われますが、それによる税収が平年化して歳入増加が完全に実現するには、なお時間が要するところであり、そのための財源措置についておると思われます。

通ずる財政運営全体の中で処理してまいる考え方については、今後各年度における歳入歳出両面を統合して歳入増加が完全に実現するには、なお時間が要するところであり、そのための財源措置についておると思われます。

売上税問題に関する御質問でございますが、売上税は廃案となりましたが、将来、直間比率を含む各税制の抜本的改革というものは議長あつせんにもございまして、与野党の課題であり、我々がこの問題を放棄したものではないございます。これを政権の座を維持するための方便にしているという発言は当たらないものなのでございま

府としては、あくまでもこの衆議院議長のあつせん案に基づく総括的な税制全般の改革を目指して、その入り口としてこのような改革に与野党の御協力をいただきながら入らうと、そういうふうにしているものなのです。大きな将来の問題については、協議会の御論議等も見守りたいと思っておると申し上げたとおりであります。

売上税を計上したままの予算に対する御批判でございますが、売上税関連部分の手直しは、見積もりである歳入予算の手直し及び歳出予算に計上された売上税分の削減であり、直ちに手直しなくても支障は生じないものと考えております。政府としては、今後他の補正要因の動向も十分見きわめた上で、例えば第二次補正というような考案に立てて、次の機会に御指摘の部分についてあわせて手直しをいたす考えでござります。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君登壇、拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕 まず、キャピタルゲイント等の資産所得課税についての問題でございますが、このたびの御提案によりまして、有価証券の譲渡益については課税ベースをかなり拡大いたすことになりました。

また、土地の譲渡益につきましては、短期所有につきましてはこれを重課するということ、それから個人の事業用資産の買いかえの特例のときにはこれを一部縮減するというようなことを考えておりますし、また登録免許税の引き上げも御提案申し上げておるところでございます。

一般的に資産所得に対する課税が甘いではないかという御指摘がございました。いろいろな事情で行政上の体制がなかなか公平な課税まで整備で

きていないという問題がございますけれども、そういうことを考えながら、今後引き続き勉強してまいらなければならぬと思っております。

次に、マル優制度についてお尋ねがございました。これはもう御承知のとおりでございますが、現在この制度によって課税を免れておる利子がほぼ十六兆円あると考えられます。給与所得、事業所得等に比べてこの資産所得である利子所得がなぜ課税を免れているのかということは、我が国としては、長いこと富国強兵あるいは戦後の資本蓄積ということで怪しまずに行ってまいりましたけれども、ここまでまいりますと、資産所得であるだけに、なぜ免税なのかということは、やはり一遍考えるべき問題ではないかと思っておるところでございます。

それで、この制度を改組することでそれが一番利益を得るかということにつきまして、現実の問題としては、高額所得者の方が与えられた特典をフルに利用できるという意味では、つまり枠を残さずを使えるという意味では比較的には受益が大きないと考えます。その点をわかるように説明せよといふこととの御指摘がございましたけれども、ちょっととくどくして申しわけございませんが、標準世帯でございますと四人でございますから、一人についての枠は九百万円でございます。したがつて三千六百万円の枠を標準世帯の高額所得者はフルに利用できるということになります。三千六百万円の元本を仮に五分といたしますと、それは百八十万円でございますから、今後新たにそれに二〇%の税が課されることになると三十六万円でございますが、現在はそれが免税になつておる枠をフルに利用できる人ほど受益が大きい。これ

は当然のことだと思いますけれども、そういうことを考えておるわけでございます。

それから、この一律分離課税ということは一体どうなのかということでお尋ねがございました。これは、おっしゃいますとおり、本来すべての所得が総合されるというのが、そして累進税率の適用を受けるというのが、所得税のあるべき最終的な姿だとは思っております。ただ、現実の問題として、先ほど總理も言われましたが、利子所得は非常に大量に発生する、それも多様でございます。いろいろな商品がございまして、また、その間であつちからこちへ動くというようなことがござりますから、これを的確に捕捉、管理する必要があります。何か納稅番号のような制度が恐らく必要である。また、そのほかに納稅者であるとか、あるいは金融機関、郵便局、国、地方の税務当局等々、相当の費用負担を強いることになります。今の税務執行体制からそれがすぐには現実的でないということを考えております。

この点につきましては、しかし、衆議院におきまして議院修正がありまして、この「利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、「五年を経過した場合において見直しを行う」、こういう御修正がございました。もしこのような御修正が最終的に国会の御意思となります場合には、もとよりその趣旨に従いまして誠実に対処いたさなければならないと思っております。

それから、昭和六十三年度以降の、六十二年度もそうでございますが、減税財源はどうなるのかということです。これは御指摘のとおりでござります。

六十二年度は減税先行ということが一般に各党の御意見のように思われます。今年度は幸いにして前年度の歳入剩余金がございますので、お許しを得まして、これの全部残りを使わせていただければ、まあ何とか処理ができるかと思っております。

六十三年度につきましては、実はそういうような見通しははつきり立っておりません。赤堀議員が言われましたように、利子課税がフルに財源になりますために数年を要すると思われますので、これが六十三年度の減税財源として十分働くとは想像できません。恐らく二千億とか、そういう単位のものではないかと考えられますので、今これを財源と考えるわけにはまいりません。したがいまして、六十三年度をどうするかということは、私としても、これから歳入歳出全体を通じて実はかなり悩んでおる問題でございます。このよう大きな恒久的な減税には恒久的な財源を必要とすると思っておりますが、この点につきましては、私としても、これから歳入歳出全体を通じて実はかなり悩んでおる問題でございます。

御指摘の点は、前国会において売上税等々が全部廃案になった、しかし、先般補正予算を出しましたときに、そのことについて、歳入面においても歳出面においても何ら補正をしていないではないかということは、これは御指摘のとおりでござります。

が、形式的に申しますと、政府の税制改革案が廃案になりました結果、当初のいわば現行の税制に返るというのが、形式的にはどうしてもそらなるわけでござりますが、ただ、現行の税制につきましては、政府も改革を考えましたし、また、各党各会派において、例えば所得税の減税は少なくとも必要であるというような御意見はもうコンセンサスになっておりますから、廃案になつたからといって、もう一遍現行の税制で補正をということはいかにも、形は整いますが、現実的でないことは明瞭でございます。したがつて、先般の補正に入面も、一部歳出面もござりますので、全部これに変更を加えませんでそのままにいたしてござります。現在の姿は、したがいまして、予算に整合性がないとおっしゃられれば、そのとおり今その姿になつております。

政府といたしましては、このたび税制改正についての国会の御意思が決まれば、年度が終わりますまでにこの点をもう一度補正をいたしまして、歳入歳出間の整合性を確保しなければならない、そういうふうに考えておりますし、また現実には、それに至りますいわば中途の段階に今あるといたりでございますから、年度終了までにこれはきちんと整合性を整えなければならぬと考えております。(拍手)

○議長(藤田正明君) 渡辺四郎君。

〔渡辺四郎君登壇、拍手〕

○渡辺四郎君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方税法の一部

号外 報告

が、形式的に申しますと、政府の税制改革案が廃案になりました結果、当初のいわば現行の税制に返るというのが、形式的にはどうしてもそらなるわけでござりますが、ただ、現行の税制につきましては、政府も改革を考えましたし、また、各党各会派において、例えば所得税の減税は少なくとも必要であるというような御意見はもうコンセンサスになっておりますから、廃案になつたからといつて、もう一遍現行の税制で補正をということはいかにも、形は整いますが、現実的でないことは明瞭でございます。したがつて、先般の補正に入面も、一部歳出面もござりますので、全部これに変更を加えませんでそのままにいたしてござります。現在の姿は、したがいまして、予算に整合性がないとおっしゃられれば、そのとおり今その姿になつております。

政府といたしましては、このたび税制改正についての国会の御意思が決まれば、年度が終わりますまでにこの点をもう一度補正をいたしまして、歳入歳出間の整合性を確保しなければならない、そういうふうに考えておりますし、また現実には、それに至りますいわば中途の段階に今あるといたりでございますから、年度終了までにこれはきちんと整合性を整えなければならぬと考えております。(拍手)

大臣に御質問いたします。

冒頭に、地方税の柱であります住民税が多額にわたり紛失した事件が起きております。このことについてお伺いいたします。

福岡県京都郡刈田町で、住民税が長年にわたり町収入役名義の裏口座に振り込まれ、数千万円が使途不明と言われている事件が報道されてから既に五ヵ月以上経過をいたしました。マスコミの報道内容からも、これほど公務員の業務上横領、責任の疑いがあるのに、なぜ事件の解明にこんなに時間がかかるのか、これは納税者だけではなくて、多くの方々が疑問を持っています。

法務大臣、納税者の立場からも、ぜひひとつ事件の早期徹底究明を求めていただきたいと存じますが、その捜査の進捗状況についてお示しいただきたく思います。

統一して税制改革について伺います。

まず、総理にぜひとも明らかにしていただきたいのは、税制抜本改革、さらには大型間接税について放棄したのか否かという点であります。

昨年は減税の裏には売上税がくつついてまいりました。今度はそんなことはないのかあり得るのか、国民の前に明示すべきであると考えます。

第二に、ことしは地方財政にとっていろいろな意味で異常な状態が続いているとあります。

当初予算編成時において、政府は、売上税創設、マル優廃止を既成事実化させるため、その部分の自治体予算への計上を強要しました。しかし、六十二年度地方財政計画は、売上税、マル優廃止法案が廃案となる中で、その税目すらも消え、政府予算全体とともに根拠なき財政計画の状

態が続き、今や地財計画自体が地方財政に混乱を引き起こす。

そこで、この際、総理は、こうした混乱を招いたことについて全国の自治体に謝罪し、その責任についてお伺いいたします。

第三に、政府の説明によると、売上税、マル優

か。この際、総理の明快な御所見をお伺いしたいと思います。

二つ目は、抜本改革と言しながら、社会保険診療報酬課税の適正化、法人事業税の改善、非課税特別措置の廃止など、地方税改正の懸案事項は何ら手がつけられていません。何ゆえこうした数々の課題を放置しているのかという点であります。

例えば社会保険診療報酬に対する事業税の非課税等は、地方税における不公平税制の象徴であり、財源的にも約六百億円の減収を招いておりま

す。また、国の租税特別措置による地方税の落ち込みは、六十二年度交付税に特例加算するときれています。しかし、その財源はもともと六十二年度決算剰余金の交付税繰入分であります。地方の固有財源であります。国の責任によることは、すなわち地方財政に責任と負担を転嫁することにはなりません。なぜ国の自前の財源で補てんをしないのか、大蔵大臣、自治大臣から

地方が納得し得る御答弁を求めるべきだと思います。

次に、地方税改止についてお伺いをします。

第一に、所得税の最低税率は一〇・五%で据え置かれ、個人住民税は二・五%を三%と〇・五%引き上げられ、また税体系刻みの改正で、一部ではありますが、中堅所得層以下には一ないし二%の引き上げとなり、逆に高所得層は一ないし二%の減税となるようです。税収の関係から最低税率を引き上げたりすることは問題であります。私も

住民税の益々負担主義という考え方を全面的に否定するものではありませんが、所得課税である以上、社会的再配分機能を否定することはできない

と思います。自治大臣の御見解をお聞きします。

第二に、類似の問題として、課税最低限についてお伺いをします。

私は具体的に提案したいと思います。

その一つは、国による地方に影響を与える政策の変更、特に税、財政制度の改革については、地方の意見、意思を尊重すべきであると考えます。

り税額最低限は若干引き上げられますが、所得税の課税最低限との格差は厳然としております。課税最低限の格差は何ら合理性のあるものではな

いというのを余りにも理不尽ではないでしょうか

住民税においては、扶養控除等の引き上げにより課税最低限は若干引き上げられますが、所得税の課税最低限との格差は厳然としております。課

く、非課税限度額という当面の方便ももはや改めるべきと考えますが、自治大臣の御所見をお伺いします。

第三は、八月七日の与野党幹事長・書記長会談

において、所得税の刻みをさらに動かすことによって二千四百億円の減税上積みが約束されました。所得税の刻みと住民税の刻みは整合するものでなくてはならないはずです。私は、個人住民税減税も所得税と同様に上積みし、刻みのアンバランスを是正すべきだと考えますが、自治大臣の所見をお伺いいたします。

また、総合課税とのかわりにおいて新たに利子課税制度の見直し規定が盛り込まれましたが、大臣にお伺いをいたします。

次は、地方財政対策について若干お伺いしま

す。
今年度補正予算による地方財政の財政需要額は、その大半を地方債によつて措置するとされていています。これにより地方財政の借金構造はさらに深化するとともに、交付税制度の硬直化も進行せざるを得ません。地方交付税法第六条の三の二項の趣旨を今後どのように尊重されていくかとされているのか、具体的に自治大臣にお示しをいただきたいと思います。

また、その関連で、NTT株壳却益の相当部分は、無利子貸し付けによる地方債への組み込みといふ形ではなく、地方財源として配分されるべきであると考えますが、自治大臣の御所見をお伺いします。

さらに、緊急経済対策においては、地方単独事業の八千億円の追加要請は、修正された地方財政

計画にどのように盛り込まれているのか、自治大臣の明快な御答弁をいただきたいと思います。

最後に、補助金カットと国民健康保険財政について伺います。

財政再建計画が破綻した以上、自治体に対する補助金カットを続ける合理性はなくなつたと考えます。また、新たな負担転嫁など論外と言えます。この際、カット中止と原状回復、そして新たなカットは絶対に行わないことを約束していただきたい。大蔵大臣の明快な御答弁をお願いいたします。

また、国民健康保険財政は、今や市町村財政圧迫の一一番大きな要因となっています。その上、国

一般会計からの持ち出しは限界に達しています。そこで、国保の今日の現状からも、ましてや国保の仕組みからいつても、当面、国は直ちに補助率をもとに戻し、不足分の手当を行なうべきであります。そして、国保の経過から見ても、私は国民健康保険制度を抜本的に変改しなければ解決しないと思いますが、総理の御所見をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 渡辺議員にお答えをいたします。

まず、税制の改革と大型間接税の御質問でござりますが、先ほど申し上げましたように、シャウプ税制以来の日本の税制を総点検いたしました。このひづみ、ゆがみ、不公平感、重税感等を改定しようというので、税制全般にわたる根本的な見直しを行わんとしつつあるものであり、また、しようとおるものなります。

間接税の問題につきましては、衆議院議長あつせんにおきまして、ます税制改革全体が非常に重

要な課題であるととらえられ、その中に直間比率の見直しということも緊急の課題であるととらえられます。

また、退職者医療制度の影響については、厳し

い財政状況のもとであります。國としても最

大限の努力をして所要の財政措置を講じたところ

であり、今後とも誠意を持って対応してまいりた

いと思います。

なお、国保制度のあり方については、現在、学識

者による国保問題懇談会の場で幅広く基本的

な検討が進められておりまして、その結論を待つ

守つてまいりたい、そういう考え方であります。

また、与野党の協議会の推移を政府としては見

ざいますが、今後とも、このような議長あつせんの

趣旨に沿いまして、政府及び自民党はこの問題を

検討していただきたい、そういうふうに考えており

ます。

また、与野党の協議会の推移を政府としては見

守つてまいりたい、そういう考え方であります。

初心忘るべからず、そういう考え方でおわけであ

ります。

地方財政計画につきましては、地方財政計画を

参考として売上譲与税を予算に計上した地方団体

については、その収入が見込めないこととなりま

す。そこで、この点大変心苦しく恐縮に存じておるこ

とあります。地方税法改正案及び地方交付税

法改正案が成立すれば、地方団体の財政運営に支

障は生じないものと考えます。このために、関連

法案の早期成立をお願いいたしたいと思います。

地方の意見を尊重した税制改革をやれという御

議論については賛成でございます。

今回の税制改正につきまして、税制調査会に

は地方団体関係者も委員として参画しておられま

すほか、地方公聴会も数次にわたり実施している

ところであり、今後とも税財政改革については地

方制度調査会や税制調査会等の御意見を承りつつ

適切に対処してまいります。

國保財政の安定化の問題でございますが、国民

健康保険制度につきましては、先般の老人保健法の改訂による老人医療費の負担の公平化の措置を通じ

て、財政運営の安定化が大きく図られていくものと認識しております。

また、退職者医療制度の影響については、厳しく

な財政状況のもとであります。國としても最

大限の努力をして所要の財政措置を講じたところ

であり、今後とも誠意を持って対応してまいりた

いと思います。

なお、国保制度のあり方については、現在、学識

者による国保問題懇談会の場で幅広く基本的

な検討が進められておりまして、その結論を待つ

て適切に対応してまいりたいと考えております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔國務大臣葉梨信行君登壇、拍手〕

○國務大臣(葉梨信行君) 渡辺議員にお答え申し上げます。

まず、売上税対応分の地方交付税の減収を昭和六十一年度の地方交付税の精算額で補てんしたことがあります。

売上税は、国税、地方税を通じての減税の補てん財源としてその創設が考えられたものでござい

ます。そして、その減収分について國において別途の税

源が確保されるような場合は格別でございますけれども、今回のような場合に専ら國の責任において補てんすることは、現実問題として困難である

と考えておるところでございます。

なお、交付税の不足額の補てんに当たりま

で、当初の特例計算千百三十五億円は、引き続き

これを確保することとしておりまして、御理解いた

ただきたいと思います。

次に、地方税改正につきまして、いろいろな懸

念事項があるが、これを是正していないではない

か、こういう御質問でございますが、今回の税制

改正は、早急に実施しなければならない改正項目を取りまとめたものでございまして、その中で住民税として利子割の創設をいたしましたことは、利子等に対します住民税課税という長年の懸案を解決するものでござります。

地方税には、なお御指摘のような懸案が残されておりますが、これらにつきましては、今後税制調査会の答申を踏まえ、引き続き取り組んでいく所存でございます。

次に、市町村民税の最低税率の引き上げにより低所得者が増税となるのではないかという疑問を御質問で申されましたけれども、今回の個人住民税の改正案におきましては、課税最低限の引き上げをあわせております。いろいろな控除を引き上げております。その結果、低所得者層についても負担が軽減されることとなつて、いる次第でござります。

それから、住民税と所得税の課税最低限及び非課税限度額の制度についての御質問でござりますが、住民税は負担分担の性格を持っておりまして、所得再配分機能を強く持っております。課税最低限を一致させる必要はないと考えております。非課税限度額の制度につきましては、課税最低限の水準、地方財政の状況等に配意しながら、低所得者層の税負担に配慮を加える措置として必要であると考えるものでござります。

住民税減税の上積みによる刻みのアンバランスを是正せよ、こういう御質問でございますが、住民税と所得税は税の性格が異なつておりますので、本来、税率構造も異なるものでございます。住民税においても、既に昭和六十三年度以降相当規模

の減税を実施することとしているところでござります。したがいまして、減税の上積みは考えておりません。

さらに、利子課税制度の見直しにつきましては、法案が成立しますれば、政府におきましても誠実に検討をしてまいりたいと考えております。

次に、地方交付税法第六条の三第二項の趣旨を尊重せよといふ御質問でござりますが、地方財政が極めて厳しい状況にあることを考慮し、今回の追加公共事業等の地方負担につきましては、全額を地方債によることなく、三千五百億円の地方交付税の増額を図ることとしておるところでござります。今後とも地方歳出の徹底した節減合理化を図ることとも、地方税、地方交付税などの地方一般財源の充実を図っていく所存でございます。

N T T 売却益と地方財政についての御質問でござりますが、N T T 株式の売り払い収入を地方財源として活用することも考えられますが、N T T 資金は国債整理基金に帰属しております。一方、地方財源として活用することに直ちになじみにくいという考え方もあるわけでござります。当面、できる限り地域の実情や地方団体の要望を反映した運用がなされるべきものと考えて、地元にござります。

最後に、地方単独事業と地方財政計画についての御質問でござります。

地方単独事業費約八千億円の追加は、地方団体が当初予算計上額に追加して計上することを期待なりました結果、その二〇%に相当いたしまして、一千二百億円余りが地方財政としては収入として見込めなくなつたわけでござりますので、これを当然補てんする必要が生じました。その上

に道路、河川等の追加事業に対しまして地方債の充当率引き上げ等を行いまして、地方団体が単独事業の追加を行いやすくしておる次第でござります。(拍手)

○國務大臣遠藤要君登壇、拍手

【國務大臣遠藤要君】 渡辺議員にお答え申し上げます。

対田町前収入役らに対する住民税の業務上横領の事件については、議員も御承知のとおり、東京地検において本年の四月に告発を受理いたしております。そのような状態で内偵捜査を実施してお

りましたけれども、事案の解明のためにはさらに多数の関係者の事情聴取が必要であるということから、去る六月の二十九日、犯罪地であり、かつ

関係者の多數現在する福岡地検に移送され、現在、同地検において捜査中であり、同地検においては、事案の真相を解明するため厳正な捜査が行われているものと承知いたしております。

なお、本件に関連して、福岡地検に対して、地方自治法違反、地方公務員法違反、公文書毀棄等でも告訴、告発がされているが、これら事件につきましても、現在同地検において捜査中でござります。

以上申し上げます。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手

【國務大臣宮澤喜一君】 ほとんど自治大臣がお答えになつておられますが、先般売上税が廢案になりました結果、その二〇%に相当いたしまして、一千二百億円余りが地方財政としては収入として見込めなくなつたわけでござりますので、これを当然補てんする必要が生じました。その上

に、このたび補正予算で公共事業が相当追加されましたので、地方の負担が増加いたしました。それらを合わせまして、ネットで三千五百億円、六十年度交付税の精算額を財源として補てんをいたしましたところでございます。

次に、利子課税制度をこれからどうするかといふことでござりますが、先ほども申し上げましたように、誠実に検討をしてまいりたいと思つたところでございます。

○議長(藤田正明君) 片上公人君登壇、拍手

〔片上公人君登壇、拍手〕

○片上公人君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案につきまして、總理並びに関係大臣に質問いたします。

言うまでもなく、税制改革はまさに差し迫った国家的課題であります。ところが、総理は、これを逆手にとって、減税先行の美名のもとに、売上税導入を真のねらいとした税制改悪を强行しようとしたため、これが廃案とされたことは全国民周知の事実であります。廃案となつた後、各党による税制協議会の場でその後の取り扱いを協議したこととなつたのであります。我が党は、税制改革を行ふに当たり、国民のすべてが納得できる内容とするため、時間をかけて慎重に対応すべく協議会の場に臨んだのであります。

しかるに、今回の内容を見ますと、我々が強く反対し、廃案に追い込んだマル優の廃止を、十分な協議を経ることなく、所得税減税と抱き合せて提案しているのであります。さらに、今回の税制改正案は、いわゆる税制改革の一環としての改正なのかどうか、その位置づけすら明確にされていないのであります。

ところで、政府は、今回の税制改正案について、中堅所得者層の減税に重点を置いたものであると説明しております。しかし、その内容は、人的控除はわざかばかりの配偶者特別控除を創設しただけで、最高税率を初め、課税所得が三千万円を超えるような高額所得者には税率を五%も一〇%も引き下げるという内容であるにもかかわらず、最低税率は据え置かれたままであります。

このため、課税所得が五十万円以下の低所得者にとっては、結論として税率による減税はゼロであり、いわゆる上積みによる減税もありません。よ

うやく年収五百万円の平均的サラリーマンだと四万七千円の減税にすぎないので対して、三千円の場合は三十六万円、五千万円の場合には百四十万

円、一億円の場合には四百三十六万円の減税になるのであります。

また、今回の税制改正の柱として、マル優等の少額貯蓄非課税制度を原則廃止に追い込む一方で、高資産家階層が適用されている三五%の源泉分離課税が廃止され、二〇%へと減税されようとしております。これでは、俗に言う金持ち減税そのものであり、新たな不公平が生じるではあります。そして、税制が担っている所得再分配の機能を放棄することにはかならないではありませんか。国债の利払い費が社会保障関係費を上回り、歳出の二〇%を超える現状において、三千万円以上の高所得者層、そして高資産家階層に対しても大幅減税を行う理由がどこにあるのか、お伺いしたいのであります。

最低税率をさせて〇・五%引き下げ一〇%にすべきであります。この最低税率一〇%の実施を含め、減税総額二兆円規模の実施が消費支出を伸ばし、内需拡大を進める上でぜひ必要と考えますが、総理のお考え、参考の余地をお伺いいたしました。

内需拡大策の決め手として政府が打ち出した緊急経済対策の一環だという今回の減税についても、一部の高所得層の消費拡大はあり得るにせよ、大多数の国民の消費拡大にはつながらないと言わざるを得ませんが、今回の税制改正による経済効果をどのように認識しておられるのか、見解をお聞かせ願いたい。

総理は、マル優等廃止の必要を説明する中で、マル優の悪用についてたびたび言及されておりま

す。これが相当の部分を占めているというのならともかく、政府はその実態をすら明らかにしようとしても、なかなかにしょんとしないではありませんか。

私は、大部分の国民ははじめて税法を守っていると確信いたします。平均的に見て、現在の一世帯当たりのマル優等適用の貯蓄は五百万円程度であります。四人家族だと二十六百万円の非課税枠にはいるかに及ばないのであります。一部の不心得者がいることを過大に伝伝し、それを理由にマル優等を廃止してしまうことは、国民の税に対する不信感を増幅させる以外の何物でもありません。

また、廃止の理由にしなければならないようなマル優、郵貯等の悪用による脱税を許してきた当局の責任は一体どうなるのでしょうか。大蔵、郵政大臣にお伺いしたい。

私が國の財形貯蓄制度は、歐米先進国の中でも、國や事業主からの給付金がないのが一般的で、いわば完全な自助努力に依存しているのであります。このため、実質上非課税措置が唯一の制度促進の要素であるにもかかわらず、今回これに課税することは、まさに勤労者財産形成制度の根幹を揺るがすものと言わざるを得ません。なぜなら、改悪後の一般の財形貯蓄は単なる天引き貯金にすぎず、勤労者の資産形成は給そらくことにならないからであります。二〇%課税は撤回すべきではありませんか。労働大臣及び大蔵大臣の所信をお伺いいたします。

次いで、國民が強い関心を持っている医療費控除についてであります。今回の改正において足切り限度額を五万円から十万円に引き上げるとのことではあります。一気に二倍というのは、これ

提が不可能であることをその理由としてきました。しかし、米國のような個人のプライバシーを極度に尊重する社会においてさえ、社会保障番号によつてキャビタルゲインがかなり捕捉されています。

は無謀であります。しかも、これまでの足切り限度改正の推移を見ると、十万円であったものが五十年間に五万円へと、医療費負担による国民生活への配慮が見られたにもかかわらず、今回もとに戻すという逆行は認めるわけにはまいりません。これでは、国民の税に対する不信感を増長するだけではありませんか。修正のお考えはないか、明らかにしていただきたい。

次に、法人税についてであります。

所得税減税先行という政府の前宣伝とは裏腹に、本年三月末をもって租税特別措置法による税率上乗せの規定が期限切れとなつたため、現時点では法人税減税だけが単独先行しております。賞与引当金及び配当課税制度の廃止、外国税額控除制度の見直しなどの制度改正を含めた一体的な法人税改革を待たず、法人税率の引き下げだけを行なせたことは遺憾であります。

所得税については、減税とマル優廢止を抱き合はせながら、法人税は減税だけということでは國民は納得できないのであります。税制改革の当初案には、これらの一體的な改正案が盛られていたにもかかわらず、今回の改正案において増収措置が欠落している理由を明らかにし、今後の法人税改革の意図をお示し願いたい。

次に、地方税改正についてであります。

まず、個人住民税の減税は、当初案によれば、昭和六十二年度すなわち本年度から実施され、その規模も平年度で七千五百億円余を予定していたのであります。ところが、今回示された改正案によると、六十三年度に先送りした上で、初年度五千億円、平年度六千六百億円に大幅に縮小されております。国民の重税感は所得税だけでなく住民

税にも集中しており、住民税減税に対する要求はますます高まつてきているのであります。なぜ住

民税減税を当初案より大幅に縮小したのか、さらに、その実施を一年先送りしたのはいかなる理由によるのかを伺いたい。所得税の減税が与野党の話し合いで上積みされましたが、住民税にも上積みこそそれ縮小すべきではないと考えますが、自治大臣の御見解を承りたい。

最後に、固定資産税についてであります。来年は三年ごとに行われる固定資産税の評価がえの年に当たります。東京周辺の地価は暴騰し、一年で二倍から三倍の値上がりを示しております。政府は、地価の抑制策についてどのような方針をお持ちか、具体策を明らかにしてもらいたい。

この異常な地価の上昇が、そのまま固定資産税の評価がえにつながるとすれば、住民の税負担は著しく増大し、負担に耐えられません。どのように対処されるか伺いたい。特に、個人の住宅用地は、地価が上昇したからといって何ら利益を受けるものではありません。生活の基盤となっている一定規模以下の住宅用地については、より一層の減免措置を講ずるか据え置くべきと考えますが、総理並びに自治大臣の御見解をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 片上議員にお答えをいたします。

今回の減税は金持ち減税ではないかという御質問でございますが、所得税の最高税率につきましては、その水準が高過ぎる場合には、勤労意欲や事業意欲に好ましくない影響を与えることが懸念

されるところであり、今回はこれを引き下げたと

ころでございます。今回の引き下げによりまして時代が変わつてきているということ、また、外國からの非難も高まつていて、そういういろいろな諸般の事情から、老人あるいは未亡人のような人々、身体障害者のような人々、そういう弱い方々に對してはこれを存置しておく、そういう形によつて改組いたしておるものであります。

今回の利子非課税制度の改組は、現行非課税貯蓄制度に内在するさまざまの問題を解消するための抜本的見直しの必要から行うものであります。

また、これは恒久財源を確保するためにも不可欠の措置であると申し上げたところであります。特に、一律分離課税は、利子所得の発生の大量性、その元本である金融商品の多様性、浮動性といった特異性に配慮して、簡素、中立、効率といつた要請にもこたえるものとして採用したものであり、むしろ、先ほど大蔵大臣から御説明がございましたように、これは高額所得者に負担の増加を求める結果になるものと考へております。したがつて、金持ち優遇税制とは考へおりません。

二兆円規模の減税を実施せよというお示しございますが、これも先ほど申し上げましたように、六十三年度におきましては、地方税を含めますと大体二兆円を超えるものになると考へております。

マル優の廢止の問題につきましては、現在の制度は、個人貯蓄の七割以上がその適用を受けている結果、巨額の利子所得が課税ベースから外れており、給与所得、事業所得等との間で税負担の不公平をもたらしておる、また、高額所得者ほどより多くの利益を事実上得ている、また、不正利用がかなり見受けられる、さらに、戦時中や戦後の経済復興期と異なつて、世界一の資本輸出国となつた今日において、財蓄奨励といった目的で一

律的に政策的配慮を行なう必要は薄れています。

時代が変わつてきていること、また、外國からの非難も高まつていて、そういういろいろな諸般の事情から、老人あるいは未亡人のよう

な人々、身体障害者のような人々、そういう弱い方々に對してはこれを存置しておく、そういう形によつて改組いたしておるものであります。

キャピタルゲイン課税の問題につきましては、有価証券譲渡益について全面的に総合課税を行う場合には、譲渡損の取り扱いも含め、取引の把握や課税資料の収集等のため実効性ある措置が不可欠であります。譲渡損の取り扱いも含め、取引の把握や課税資料の収集等のため実効性ある措置が不可欠であります。

しかししながら、納税者番号制あるいは納税者番号制度を含む本格的な管理体制の導入については、国民的合意が形成されているとは考へております。有価証券譲渡益についても、これまでに引き続き、究極的には原則課税を志向しつつ段階的課税強化を一層推進することが適当であると考えております。

今回、政府が提案した税制改正案におきましては、公平、公正な負担を実現するために、有価証券の譲渡益課税について、その課税対象を大幅に拡大しておるところでござります。

地価の高騰対策につきましては、東京等の地価高騰対策に対しても、地方分散、宅地供給の促進を図るほか、土地取引規制の強化、超短期重課制度の創設等、土地税制の見直し等により、投機的土地取引等の抑制に努めておるところであり、また、金融政策についても自制を強く要請しているところでもあります。

先般、新行革審に対しまして、基本的かつ総合的な土地対策について提言を願いたい旨を要請いたしました。今後とも、政府一体となりまして、効果的かつ総合的な地価対策を強力に推進していく考え方でございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

【國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手】

○國務大臣(宮澤喜一君) このたびの所得税減税でございますが、中堅所得者層を中心に負担の軽減合理化をいたしておりますので、そういう意味では消費の拡大等を通じて内需拡大に資するところがあるであろうと考えております。殊に利子課税でございますが、これは今度御提案をいたしておりますが、これはすぐに大きな収入になる性格のものではございませんので、いわば減税分がかなり先行する、事实上そういうことになりますので、ただいま申し上げたようなことを申し上げることがでござります。

次に、マル優につきましては、総理から御答弁がございましたので重複を避けます。

なお、社会保障番号などによるキャピタルゲイズの捕捉につきましても、総理の言われましたとおりでございます。

次に、財形貯蓄の問題でございますが、このたび勤労者の財産の中でも、老後に備える年金貯蓄、それから、今住宅問題がこういうことでござりますから、住宅取得のための貯蓄、これは特に政策目的で支援しようということで、これらにつきましては、あわせて五百万円までの利子等について低率の分離課税をするということを政府は考えたわけでございますが、衆議院の御修正によりまして、これは非課税とすべきであるという

のが衆議院の御意見でございました。いずれにいたしましても、これは特定の政策目的のためにいたしたことでございまして、一般的に財形貯蓄を特別扱いするという考え方ではございません。もとより、今度、財形貯蓄制度の改正におきまして、一般の財形貯蓄を財形年金貯蓄または財形住宅貯蓄にシフトさせる、変更することが、一定の条件のもとではできるということが決まりましたと承知いたしております。

それから、医療費の足切りの限度額を引き上げたことは適当でないという御指摘でございました。

一般的に所得税にはいろいろな意味での控除がございまして、いろいろな意味でのその支出をこれでカバーするという考え方になっておりますが、その中で、特に平均を超える支出を特別に扱うという考え方をとつております。医療費控除はその一つでございます。現在の五万円と決めましたのは昭和五十年でございますが、その後、医療費の水準が上がつてしまつております。そこで家計の平均的な所得もふえております。そういうことから考えてまして、十何年据え置きましたの範囲に捕獲するよういたしております。

今後とも郵便貯金の限度額管理を厳正に実施し度額オーバーが発見された場合には、限度額も実施いたしました。このようないたしまして限度額オーバーが発見された場合には、限度額に、コンビニーターによります全国一本の名寄せによる本人確認を一層厳格にいたしましたし、さらに、郵政省といたしましては、従来から郵便貯金の限度額管理について努力してまいりましたが、特に、昨年一月以降、預け入れのときの公的書類にておきました。今回、減税案におきましては、利子割のみを恒久財源とせざる郵政省といたしましては、従来から郵便貯金の限度額管理について努力してまいりましたが、特に、昨年一月以降、預け入れのときの公的書類にておきました。今回、減税案におきましては、利子割のみを恒久財源とせざるを得なかつたことから、これに見合つた規模としたところでございまして、今回の減税規模が縮小されているという御指摘は当たらないと考える次第でございます。

なお、平年度ベースで約六千六百億円の減税規模は過去最大のものでございます。昭和六十年度の個人住民税所得割決算額の一割に達するものでございます。

次に、減税の実施時期を昭和六十三年度からとした理由でございますが、住民税は、その仕組み上、年度途中に改正しますと課税事務の全面的なやり直しが必要となるわけでございます。このために、市町村とか給与支払い者の事務処理量が膨大となるなどの問題がございまして、現時点では実際上実施は困難でございます。

最後に、法人税の問題の御指摘がありまして、これは実はおつしやつたとおりでございます。政府といいたしましては、法人税率を一・三下げるところ申しますか、もとに戻しますと同時に、賞与引当金あるいは配当軽課制度の廃止などを一緒に実施をいたしたいと考えまして、いわばそれは増税分になるわけでございますが、当初案にはその

ように御提案をいたしたわけでございます。しか

し、国会の御審議の過程におきまして税率引き下ろしの目的を限らない一般財形貯蓄については優遇措置を廃止するという選択をいたしました。

わされましたような部分は実現をいたしておりません。今回は、当面、早急に実施いたすべき税制改正だけをお願いいたさなければならぬ。今回は、当面、早急に実施いたすべき税制改

正だけをお願いいたさないと存じましたので、この点に触れておりませんけれども、これは今後の問題としてやはり処理をいたさなければならぬ。当初のよろんな考え方を今後実現をしなければならない、そういうふうに考えております。御承知いたしております。

【國務大臣葉梨信行君登壇、拍手】

○國務大臣(葉梨信行君) 住民税の減税規模についての御質問でございますが、さきの通常国会に提出されました住民税減税案は、売上譲与税の導入を前提としたものでござります。今回、減税案にございまして、利子割のみを恒久財源とせざる

のが衆議院の御意見でございました。いずれにいたしましても、これは特定の政策目的のためにいたしたことでございまして、一般的に財形貯蓄を特別扱いするという考え方ではありません。もとより、今度、財形貯蓄制度の改正におきまして、一般の財形貯蓄を財形年金貯蓄または財形住宅貯蓄にシフトさせる、変更することが、一定の条件のもとではできるということが決まりましたと承知いたしております。

それから、医療費の足切りの限度額を引き上げたことは適當でないという御指摘でございました。

一般的に所得税にはいろいろな意味での控除がございまして、いろいろな意味でのその支出をこれでカバーするという考え方になっておりますが、その中で、特に平均を超える支出を特別に扱うという考え方をとつております。医療費控除はその一つでございます。現在の五万円と決めましたのは昭和五十年でございますが、その後、医療費の水準が上がつてしまつております。そこで家計の平均的な所得もふえております。そういうことから考えてまして、十何年据え置きましたの範囲に捕獲するよういたしております。

今後とも郵便貯金の限度額管理を厳正に実施し度額オーバーが発見された場合には、限度額も実施いたしました。このようないたしまして限度額オーバーが発見された場合には、限度額に、コンビニーターによります全国一本の名寄せによる本人確認を一層厳格にいたしましたし、さら

に、郵政省といたしましては、従来から郵便貯金の限度額管理について努力してまいりましたが、特に、昨年一月以降、預け入れのときの公的書類にておきました。今回、減税案におきましては、利子割のみを恒久財源とせざるを得なかつたことから、これに見合つた規模としたところでございまして、今回の減税規模が縮小されているという御指摘は当たらないと考える次第でございます。

なお、平年度ベースで約六千六百億円の減税規模は過去最大のものでございます。昭和六十年度の個人住民税所得割決算額の一割に達するものでございます。

次に、減税の実施時期を昭和六十三年度からとした理由でございますが、住民税は、その仕組み上、年度途中に改正しますと課税事務の全面的なやり直しが必要となるわけでございます。このために、市町村とか給与支払い者の事務処理量が膨大となるなどの問題がございまして、現時点では実際上実施は困難でございます。

最後に、昭和六十三年度の土地の評価がえ及び住宅用地の固定資産税についての御質問でござります。

まず、土地の評価がえにつきましては、大都市

【國務大臣唐沢俊二郎君登壇、拍手】

○國務大臣(唐沢俊二郎君) 郵便貯金の限度額管理についてお答えを申し上げます。

郵政省といたしましては、従来から郵便貯金の限度額管理について努力してまいりましたが、特に、昨年一月以降、預け入れのときの公的書類にておきました。今回、減税案におきましては、利子割のみを恒久財源とせざるを得なかつたことから、これに見合つた規模としたところでございまして、今回の減税規模が縮小されているという御指摘は当たらないと考える次第でございます。

なお、平年度ベースで約六千六百億円の減税規模は過去最大のものでございます。昭和六十年度の個人住民税所得割決算額の一割に達するものでございます。

次に、減税の実施時期を昭和六十三年度からとした理由でございますが、住民税は、その仕組み上、年度途中に改正しますと課税事務の全面的なやり直しが必要となるわけでございます。このために、市町村とか給与支払い者の事務処理量が膨大となるなどの問題がございまして、現時点では実際上実施は困難でございます。

最後に、昭和六十三年度の土地の評価がえ及び住宅用地の固定資産税についての御質問でござります。

まず、土地の評価がえにつきましては、大都市

地域におきます買ひ急ぎとか将来における期待価格等によります特異な地価の状況にも十分配慮しながら、課税団体と調整を図つてまいりたいと考えています。

次に、二百平方メートル以下の小規模住宅用地につきましては、その税負担の緩和を図る配慮のもとに、一兆円を超える軽減措置を講じてきている次第でございます。さらに、その規模を据え置くといいたしますと、税負担の公平を損なうばかりでなく、将来にわたりましてゆがみ、ひずみをもたらすことになることを考えますと、適当ではないと考えている次第でございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、所得税法一部改正案に対し質問いたします。

総理、あなたの税制改革のやり方は、民主主義と国民主権、議会制民主主義の原理に全く反するものであることを最初に強調しておきます。

「大型間接税とかマル優廃止とか、そういうようなことを私がやるものですか」、これが昨年同時選挙における総理の公約です。この公約をかなり捨てた二つの大増税法案は、当然のことながら島驕然となる国民の怒りと猛反対により、さきの国会で廃案となりました。これが国民の審判であります。しかし、総理、あなたはこれに耳を傾けず、我が党を排除した税制協議会の議を経

たと称して、わずか二ヵ月後にこのマル優廃止法案を提出いたしました。これが国民に対する重大な背信行為でなくて一体何でありますか。

総理は、マル優廃止を突破口に、再び税制協議にしております。公約違反の大増税は二つ一緒に是因難だが、分離して一つ一つ提案すれば国民をだませるとの魂胆がありあります。国民党は困難なことになりますが、不公平は脱税資金の温床になり、架空名義や名義分散などによる相続税逃れ勝手ということになりませんか。不公平是正と言ひながら、結局は新たな不公平への踏み込みだまされなりません。本法案の撤回と新たな大型間接税導入計画の断念を強く求めるものであります。

総理、最近の財テク、マネーゲームや狂乱地仙のもとで、国民の間に所得格差に加え深刻な資産格差が広がっているのであります。このような中で、今回のマル優廃止は、大資産家の貯蓄については、最大の不公平税制是正に必要な高額利子所得総合課税化への道を完全に放棄し、選択分離課税の税率三五%も二〇%に減らす一方、従来非課税であった庶民の貯蓄に対しては、どんな低所得者のものでも一律二〇%の税率を課そうとするものであります。これは、税は能力に応じて負担するという近代税法の基本である応能負担の原則に反しませんか。また、大資産家優遇の結果、国民の間の資産格差拡大に一層油を注ぐことになりますか。

さらに、マル優廃止に伴って、金融機関の総合業は、膨らんだ内部留保を、本来の事業ではなくて、我が党を排除した税制協議会の議を経ておりません。このうち、審議再開の条件として自ら準備完了した限度管理の電算機システムで実現可能ではありませんか。答弁を求めます。

マル優廃止は、マル優が貿易摩擦の原因だといふアメリカの圧力に屈したものであり、国民への公約よりもアメリカへの約束を優先させたものであります。これが、果たしてマル優廃止によって国民の消費拡大、内需振興が図られるものでありましょうか。個人の貯蓄率の高さは、我が国社会保障の不備の反映であり、住宅、教育、その他将来の必要に備えてやむを得ず蓄えているのであります。

むしろ問題なのは、大企業の貯蓄とも言うべき内部留保の高さであります。近年、我が国の大企業は、膨らんだ内部留保を、本来の事業ではなくて、我が党を排除した税制協議会の議を経ておりません。このうち、審議再開の条件として自ら準備完了した限度管理の電算機システムで実現可能ではありませんか。この巨額の資金の流れを大きく変え、国民本位の内需拡大の方向に向けることが必要であります。そのためには、大企業の財テク活動による利益への追加的課税や、外國為替投機に対する適切な規制が必要ではありませんか。

次に、減税の問題についていたします。政府は、減税の上乗せを強調しておりますが、衆議院審議段階の修正額はわずか二千四百億円になります。国税庁は六十五歳以上の限度控除のためにコンピューターを使って名寄せすることにしていますが、これは全体についてもできるはずであります。昨年、国税庁が本人確認強化のため準備完了した限度管理の電算機システムで実現可能ではありませんか。答弁を求めます。

マル優廃止は、マル優が貿易摩擦の原因だといふアメリカの圧力に屈したものであり、国民への公約よりもアメリカへの約束を優先させたものであります。これが、果たしてマル優廃止によって国民の消費拡大、内需振興が図られるものでありましょうか。個人の貯蓄率の高さは、我が国社会保障の不備の反映であり、住宅、教育、その他将来の必要に備えてやむを得ず蓄えているのであります。

むしろ問題なのは、大企業の貯蓄とも言うべき内部留保の高さであります。近年、我が国の大企業は、膨らんだ内部留保を、本来の事業ではなくて、我が党を排除した税制協議会の議を経ておりません。この巨額の資金の流れを大きく変え、国民本位の内需拡大の方向に向けることが必要であります。そのためには、大企業の財テク活動による利益への追加的課税や、外國為替投機に対する適切な規制が必要ではありませんか。

常にとっては、減税なしの増税だけではあります。これがどうして公正な税制改革と言えますか。

以上、答弁を求めます。

我が党は、このような増税つきのわずかな減税ではなく、増税なしの三兆円減税を求めるものであります。財源はあります。株式や公社債の売買額は急増し、ことしは一兆円に近づくと言われていますが、ここに有価証券取引税を〇・一%上乗せするだけで数兆円の増収になります。ところが、政府は逆に引き下げようというのであります。

また、現在の株式譲渡益のうち、課税対象は年間わずか五億円にすぎません。キャピタルゲイン原則課税にすれば、さらに多額の税収が得られます。コンピューター時代の今日、納税者総背番号制をとらなくても、これに対する課税は可能であります。なぜ実施しないのですか。

現在、大企業の海外進出は、産業の空洞化など国内経済に深刻な影響を与えていましたが、このような大企業は、外国税額控除制度によりまして、資本金三三百億円以上の巨大企業だけで年間五千三百億円も税免除がなされておりました。この際、抜本的に縮小することを求めます。

増資でぼろもうけをしてても課税対象とならない株式時価発行差益非課税制度、大企業の株式投機に拍車をかけている受取配当益金不算入制度など

も当然に見直さるべきであります。答弁を求めます。

本法案は、このような当然の措置に手をつけておりませんが、法人税は税率上乗せ廢止によって四千億円の減税を先行させております。これに対する法人の増税はないばかりか、新たに投資減税も行っていますが、これらは大企業に対する一層の優遇措置ではありませんか。

以上、私は、マル優廢止反対、大幅減税と税制の民主的改革、そして地方自治の確立を強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 近藤議員にお答えをいたします。

マル優廢止法案の再提出の問題でござりますが、先般の選挙の際、私はマル優等の非課税貯蓄制度については、老人とか母子家庭とかの社会的に弱い人についてはこれを維持していく、しかし、不正を行っている者については是正しなければならない、そのように申し上げて、そのとおり実行しておるのでありまして、公約違反ではございません。改正案を撤回する考え方ございません。

次に、今回の税制改正では、資産に関する課税については公平、公正という抜本的見直しの理念を踏まえ、利子課税の見直しを行うとともに、有価証券の譲渡益について思い切った課税ベースの拡大を図っております。

また、土地の譲渡益についても、超短期所有土地等に対する重課制度を実行し、個人の事業用資産の買いかえ特例の縮減等、課税の一層の適正化を図るほか、土地の登記に対する登録免許税の引き上げ、有価証券取引税の見直し等の措置も講じております。したがって、大資産家優遇という結果ではありません。

次に、応能負担の原則の問題ですが、今回、政府が提出した税制改正法案においては、利子所得の発生の大量性、その元本である金融商品の多様性、浮動性といった特異性に配慮して、簡素、中立、効率といった要請にもこたえるものであり、

一律分離課税を採用しました。

高額所得者は、通常、まず非課税貯蓄を限度

いっぱい利用し、さらに割引債の一兆九百九十九億円の減税を先行させております。これに対する法人の増税はないばかりか、新たに投資減税とともに勘案すれば、一律分離課税への移行はむしろ高額所得者には実質的に負担増加の結果になると、そういうふうに考えております。

源泉分離選択課税の実態を見ると、その利用者

は高額所得者に偏っているわけでは必ずしもない 것입니다。したがって、今回の利子課税の改組案が応能負担の原則に反するという御指摘は当たりません。

次に、今回の税制改正では、資産に関する課税については公平、公正という抜本的見直しの理念を踏まえ、利子課税の見直しを行うとともに、有価証券の譲渡益について思い切った課税ベースの拡大を図っております。

また、土地の譲渡益についても、超短期所有土

地等に対する重課制度を実行し、個人の事業用資産の買いかえ特例の縮減等、課税の一層の適正化を図るほか、土地の登記に対する登録免許税の引き上げ、有価証券取引税の見直し等の措置も講じております。したがって、大資産家優遇という結果ではありません。

次に、投資減税の問題ですが、法人税の減税先行は、租税特別措置法による暫定税率の期限切れによるものであり、中小法人に対する税率も引き

下げられているところです。

一方、今回の税制改正法案で提案申し上げてい

る特定開発研究用資産の特別償却制度は、さきの緊急経済対策の決定を受けて民間の研究開発を促進する観点から創設することとしているものであ

り、また、特定の中小企業者や事業転換を行う特定の事業者には償却率の割り増しを行う等、その内容から見ても大企業優遇であるとの批判は当たらないであります。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手) 〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕 ○国務大臣(宮澤喜一君) 大変多岐にわたる御質問ありがとうございましたのですが、まとめてお答えを申し上げます。

まず、マル優の問題でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、これだけの現在の枠をいっぱいに使えるということのはどうしても高額所得者でござります。低額所得者は枠をいっぱいに使えないでござりますから、結果として、これを使わなければなりませんから、結果として、これをやめるということ、改組するということは、高額所得者の方の負担が大きいということになろうと思います。

支払い調書を軽便にすることができるだらうといふのは、そのとおりでございます。大変な事務負担でござりますから、できるだけこういうことは簡略にできればいたした方がいいと思います。

架空名義の預金、これをどういう状況において

も根絶するということは困難な問題でございます。けれども、相続税との関連などで申せば、結局、それは税務調査の問題であろう、今度の制度改正とは直接に関係がないように私は思います。

マル優について、不正利用をこうやれば防げるというお話をございましたけれども、今度改組いたしましたのは、不正利用のこともさることながら、先ほど申しましたように、どうして一般にこのような資産所得を優遇しなければならないかといふ、そういう問題意識であったことは先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、今度の一兆五千四百億円という減税額は、これはどういう経緯であったかと申し上げますと、八月七日に各党の、各党と申し上げますと、共産党はお入りでないで失礼でございますが、それ以外の各党でございますが、その与野党の書記長・幹事長会談におきまして、二千億円をひとり上積みしたらということを与党の幹事長が御提案いたして、八月二十六日にそれを詰めるということになりました段階で、事務当局の方へ、仮に百二十万円までの税率を一〇・五%とする、二百萬円までを一二%とすれば、どのくらいの減税になるであろうか、ひとつ計算してみてくれといふ依頼が自民党の幹事長からございまして、御承知のようだ、この二千億というふうにぴちっと、控除でござりますとか税率とかの刻みがございますから、ぴちりとその数字が出ませんので、上が下へ行くわけでございますが、その刻みで計

算いたしましたら一兆五千四百億円となつた、こういう経緯でございます。

それから、基礎的な人控除をもつと引き上げた方がいいのではないかということでござります。けれども、それはつまり課税最低限を引き上げるということになります。それだけ納税者を減らしていく、納税しない人がふえるということですが、我が国の課税最低限はもう相当高い水準でございますから、このようなかなり所得水準が高いなった我が国では、むしろ人的控除の引き上げではなくて、教育費や住宅費などがかさんでまいりまして勤労層に対しての税率の軽減の方が私は政策としては正しいのではないかと思います。

それから、もう一つ申し上げておきますが、本当に人的な控除を広げますと、一番の受益者は一番税率の高いところの人でございます、上積みになりますから、したがいまして、そういたしますと所得の高い人がかえって大きな受益をいたしま

す。それから最後の、法人については減税だけが行われて受取益金不算入等々が伴つていいではないですかといふことは、そのとおりでございます。政府としては、当初案では両方並行して行いたいと考えましたが、国会の御審議の結果、減税だけが成立いたしましたが、これはいづれかの機会に私どもとしても検討させていただきたい問題でござります。(拍手)

〔國務大臣近藤鉄雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(近藤鉄雄君) 非課税貯蓄制度の改正が肝要率に与える影響について御質問がございました。

それから、共稼ぎ世帯のお話がございましたが、これはもともと仮に六百万円から七百万円とかいう所得がございましたら、それは一人で稼得するよりは二人で稼得いたしております方がはるかに税負担は少のうございます、累進が低くなりまますから。それは多分六割とか七割ぐらいの負担になりますので、問題はむしろそういうことにありますから、上がるといふ面がござりますが、一方におき

ますが、家計が住宅購入や老後の生活など、将来に必要な貯蓄額を増加させるために家計貯蓄率を上昇させるという面がござりますが、一方におきましては、貯蓄することがこれまでよりも不利にならぬわけでございますので、むしろ消費を増加さ

せ、家計貯蓄率を低下させるという効果もあるようになります。いろいろな効果がございますので、その強弱についてはいろいろ見方がござりますが、総じて申し上げますと、家計貯蓄の利子率

力性は小さい、すなわち利子が変わっても貯蓄に余り大きな影響を与えないというのが、理論的にも実証的にも大方の見方であるというふうに考えます。

いずれにいたしましても、今回の税制改正法案におきましては個人所得税の大額な減税を行ふ、そしてこれを先行して、非課税貯蓄制度の改正に先行して行うものでございますので、改正は、全体としては消費の拡大、内需拡大に資するものであると考えている次第でござります。(拍手)

官 報 号 外)

○議長(藤田正明君) 山田勇君。

〔山田勇君登壇、拍手〕

○山田勇君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま提案されました所得税法等の一部を改正する法律案並びに地方税法の一部を改正する法律案につきまして、中曾根總理並びに関係大臣に質問いたします。

まず、總理は、税に対する国民一般の感情をどのように認識しているのでしょうか。今日のように福祉社会にあっては、その福祉の財源や公共事業のため、ひいては国民全体の幸福の増進のために、国民がそれぞれの負担能力や公共サービスの享受の度合いに応じて喜んで税を納めるという気

持ちを育てることが大切ではないでしょうか。国民のすべてが笑顔で税金を納める、何とすばらしかことでしょう。

しかし、一般的に見て、現実はそれとはかなりかけ離れたものになつていて、それが得ません。その背景には、国民の間に蔓延している税に関する不公平感が挙げられます。すなわち、税制面では、重税感に加えて、トーゴーサンとも呼ばれるところの給与所得者を中心とする不公平感であります。

一方、税の使い道である政府の支出面では、補助金などの非効率、むだ遣いに対する納税者の不信であります。この支出面については、行政改革の断行以外に方法はないわけですが、補助金の整理、削減はほとんど手つかずのままで、單に国の補助率だけをカットし、地方への負担の転嫁が行われています。

中曾根内閣が成立以来最重要政策の一つとして掲げてきた行政改革の達成度について、五年間を振り返りどのような認識をお持ちでいらっしゃか。まず第一に、総理の御所見をお伺いいたします。

ところで、国民の税に対する不満のもう一方の柱であります税制面については、その改革が今や最も重要な政治課題となつております。この改革においては、当然、国民の不公平感を払拭することにその主眼が置かれなければなりません。そこで、第二に、利子課税制度の問題、すなわちマル優制度の廃止についてお尋ねをいたします。

持ちを育てることが大切ではないでしょうか。国民のすべてが笑顔で税金を納める、何とすばらしいことでしょう。

しかし、一般的に見て、現実はそれとはかなりかけ離れたものになつていて、それが得ません。その背景には、国民の間に蔓延している税に関する不公平感が挙げられます。すなわち、税制面では、重税感に加えて、トーゴーサンとも呼ばれるところの給与所得者を中心とする不公平感であります。

一方、税の使い道である政府の支出面では、補助金などの非効率、むだ遣いに対する納税者の不信であります。この支出面については、行政改革の断行以外に方法はないわけですが、補助金の整理、削減はほとんど手つかずのままで、單に国の補助率だけをカットし、地方への負担の転嫁が行われています。

中曾根内閣が成立以来最重要政策の一つとして掲げてきた行政改革の達成度について、五年間を振り返りどのような認識をお持ちでいらっしゃか。まず第一に、総理の御所見をお伺いいたします。

ところで、国民の税に対する不満のもう一方の柱であります税制面については、その改革が今や最も重要な政治課題となつております。この改革においては、当然、国民の不公平感を払拭することにその主眼が置かれなければなりません。そこで、第二に、利子課税制度の問題、すなわちマル優制度の廃止についてお尋ねをいたします。

政府の提案理由説明によりますと、それは「実質的な負担の公平を確保する等の見地から」原則廃止するとされています。もしそのように考えるのであれば、なぜマル優の不正利用防止を图るうとしないのでしょうか。例えばマル優カードの導入などによって個人預金の名寄せを徹底すれば、離職税を行おうという政府の姿勢は、明らかに行政の怠慢と言わざるを得ません。

しかも、マル優の原則廃止は、今後高齢化社会が一層進んでいくことを考え合わせるならば、問題なしとは言えないのです。政府は、六十五歳以上の高齢者に対してはマル優を存続させるのだから十分だと考へているのでしょうか。六十歳で定年を迎えるからは退職金を中心た生計を立てていこうと思つていてる人々にとってはどうでしょうか。長い間一生懸命働いて、やっと手にした退職金をほとんど人は預金して、その預金が日減りするのを最小限に抑えようとするのであります。ところが、もし二〇%の一律分離課税が適用されるとしても、実質的にはかなりの増税となつてしまします。しかも、マル優廃止の見返りともいえる所得税減税は、退職してしまえばそ

のだから公平であり、むしろ大口預金者は多額の税を納めることになるとでも言うのでしょうか。金融の自由化が進み、大口預金の金利が通常の預金のそれよりも高くなっている現在、同率の課税では従来の税率よりも大幅に引き下がり、しかも利率の高い大口預金の方が利子の取り分にあります。このようなマル優制度の廃止に伴う問題について、総理並びに大蔵大臣はどのようにお考えになつておられるのかお聞かせを願いたい。

第三は、所得税と地方税の減税についてであります。

中堅所得者層の重税感、税の不公平感を解消するためにも、また、政府の国際公約である内需の拡大を促す意味でも、大規模な所得税減税は急務であります。我々は二兆円規模の所得税減税を先行させることを要求してまいりましたが、政府・自民党は、わずか一兆五千億円余りで済ませるためにも、また、政府の無策の結果、投機の対象となり、都心の拡大を促す意味でも、大規模な所得税減税は急務であります。我々は二兆円規模の所得税減税を実現する反面、株式売却益に対しても実質野放し状態になつています。このため資金的に余裕のある人が株式投資に走り、最近の株価の高騰となつたことは説明するまでもありません。土地についても政府の無策の結果、投機の対象となり、都心部の異常なまでの地価高騰を招いたわけであります。土地を持つている人はその恩恵を受けたでしょうが、これから住宅を取得しようとしている動労者にとっては、マイホームを東京近郊に持つことはもはや不可能としか言いようがありません。このような一部の人ばかりが膨大な利益を享受し、持てる者と持たざる者との格差がどんどん拡大していくことに対しても、政府はどのような認識をお持ちでいらっしゃか。

政府の提案理由説明によりますと、それは「実質的な負担の公平を確保する等の見地から」原則廃止するとされています。もしそのように考えるのであれば、なぜマル優の不正利用防止を图るうとしないのでしょうか。例えばマル優カードの導入などによって個人預金の名寄せを徹底すれば、離職税を行おうという政府の姿勢は、明らかに行政の怠慢と言わざるを得ません。

しかも、マル優の原則廃止は、今後高齢化社会が一層進んでいくことを考え合わせるならば、問題なしとは言えないのです。政府は、六十五歳以上の高齢者に対してはマル優を存続させるのだから十分だと考へているのでしょうか。六十歳で定年を迎えるからは退職金を中心た生計を立てていこうと思つていてる人々にとってはどうでしょうか。長い間一生懸命働いて、やっと手にした退職金をほとんど人は預金して、その預金が日減りするのを最小限に抑えようとするのであります。ところが、もし二〇%の一律分離課税が適用されるとしても、実質的にはかなりの増税となつてしまします。しかも、マル優廃止の見返りともいえる所得税減税は、退職してしまえばそ

のだから公平であり、むしろ大口預金者は多額の税を納めることになるとでも言うのでしょうか。金融の自由化が進み、大口預金の金利が通常の預金のそれよりも高くなっている現在、同率の課税では従来の税率よりも大幅に引き下がり、しかも利率の高い大口預金の方が利子の取り分にあります。このようなマル優制度の廃止に伴う問題について、総理並びに大蔵大臣はどのようにお考えになつておられるのかお聞かせを願いたい。

第三は、所得税と地方税の減税についてであります。

中堅所得者層の重税感、税の不公平感を解消するためにも、また、政府の国際公約である内需の拡大を促す意味でも、大規模な所得税減税は急務であります。我々は二兆円規模の所得税減税を実現する反面、株式売却益に対しても実質野放し状態になつています。このため資金的に余裕のある人が株式投資に走り、最近の株価の高騰となつたことは説明するまでもありません。土地についても政府の無策の結果、投機の対象となり、都心の拡大を促す意味でも、大規模な所得税減税は急務であります。我々は二兆円規模の所得税減税を実現する反面、株式売却益に対しても実質野放し状態になつています。このため資金的に余裕のある人が株式投資に走り、最近の株価の高騰となつたことは説明するまでもありません。土地についても政府の無策の結果、投機の対象となり、都心部の異常なまでの地価高騰を招いたわけであります。土地を持つている人はその恩恵を受けたでしょうが、これから住宅を取得しようとしている動労者にとっては、マイホームを東京近郊に持つことはもはや不可能としか言いようがありません。このような一部の人ばかりが膨大な利益を享受し、持てる者と持たざる者との格差がどんどん拡大していくことに対しても、政府はどのような認識をお持ちでいらっしゃか。

加えて、来年は固定資産税の評価がその年に当たります。最近の地価の高騰を考えると、大幅な固定資産税の上昇が予想され、このままでは都心部の人口の空洞化に一層拍車がかかると思われ

ます。現在三本立てになっている土地の評価方法の問題を含め、土地税制のあり方について議論を十分深めておく必要があると考えます。以上について、総理並びに大蔵大臣、自治大臣の答弁を求めるものであります。

さて、税制改革は総合的かつ長期的な視野に立つことが不可欠であり、その場しのきの拙速主義であってはなりません。そこで、「二十一世紀をにらんだ抜本的な税制改革の視点の中で、今回の改正案をどのように総理は位置づけているのか、お尋ねいたします。任期残りわずかとなった総理として、有終の美を飾る意味からも、後世の国民から、ああ、中曾根総理のおかげで喜んで納税の義務が果たせる世の中になったと評価を受けるような税制改革の基礎づくりを、後に続くニーリーダーの方々にしっかりとバトンタッチされることを強く要望して、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(中曾根康弘君) 山田議員にお答えをいたします。

まず、税に対する国民感情でございますが、公平、公正、簡素というようなことを政府側としては実行いたしまして、国民の皆様方が喜んで税を負担していただきようになることが大事であると思ひます。これから社会保障を充実させ、あるいは公共的サービスをさらに拡大し、あるいは高齢化時代に対応していくためには、ある程度国民の皆さんに御負担願わなければならないことになる

と思います。そういう意味におきまして、よく国民の皆さんに事態を御理解いただきまして、まつことが不可欠であります。そこで、「二十一世紀をにらんだ抜本的な税制改革の視点の中で、今回の改正案をどのように総理は位置づけているのか、お尋ねいたします。任期残りわずかとなった総理として、有終の美を飾る意味からも、後世の国民から、ああ、中曾根総理のおかげで喜んで納税の義務が果たせる世の中になったと評価を受けるよう

行政改革の達成度いかんということでおいざいますが、与党、野党、皆さんとの御連携をいたしまして一生懸命努力してまいりました。幸いに醜説及び行革審の答申を最大限に尊重しつつできるだけ実行してまいりましたが、三公社の民営化、中央省庁の組織再編、許認可等の整理合理化を中心とする規制緩和、年金、医療等の制度改革などを実行いたしました。国民の皆様方が喜んで税を負担していただきようになることが大事であると思ひます。これから社会保障を充実させ、あるいは

うに収入が見込めなくなってしまう一時的な財源を減税の恒久財源に充てることはできないのであります。減税を使うということとは適当でないと思う 것입니다。マル優制度の廢止に伴いまして、老

人とかあるいは母子家庭とか身体障害者以外は

二〇%の御負担を願うことになりましたが、仮にございまして、政府といたしましても、行政改革の一環として、中央、地方を通ずるこれらの努力をしてきた次第でございます。特に、地方で同化、定着した事務事業の一般財源化、補助率の見直し、統合、ミニニ化等の整理合理化を推進して補助金絆縛を厳しく抑制してまいりましたが、今後とも積極的に努力してまいりたいと思いま

す。

また、金持ち優遇ではないかというお示しでもございましたが、先ほど来申し上げましたように、実際このマル優制度をうまく使っているのはお金持ちの方でございまして、そういうような面から一律二〇%を課税されるということはかなりの負担増になつてしまふと思うのです。

そのほか、いろいろキャピタルゲインその他に関する課税も今度は強化しておるところだといいます。

地価の高騰対策につきましては、土地転がしの防止のために、超短期の重課制度の創設等々の対策を講すべく今御提案しており、さらに、金融面から見ましても、土地転がしに悪用されないよう

に金融の自肅を特に要請もいたしておるところでございます。

減税の上積みに対しましては、先ほど来申し上げましたように、今回の衆議院における修正等を加えますと、来年度以降におきましては、地方税も含めまして二兆円に及ぶ減税になる、これに全面的に努力してまいります。私は、行政改革は三代の内閣、十年の仕事である、こう申してまいりまして、まだやるべきことは山積していると思うのですが、

NTT株式売却益の使途は、これは国民共有の負債である国債償還に充てることとして制度的に確立さしておるところであります。いずれこのよ

うに収入が見込めなくなつてしまふ一時的な財源を減税の恒久財源に充てることはできないのであります。減税を使うということとは適當でないと思う 것입니다。マル優制度の廢止に伴いまして、老

人とかあるいは母子家庭とか身体障害者以外は二〇%の御負担を願うことになりましたが、仮にございまして、政府といたしましても、行政改革の一環として、中央、地方を通ずるこれらの努力をしてきた次第でございます。特に、地方で同化、定着した事務事業の一般財源化、補助率の見直し、統合、ミニニ化等の整理合理化を推進して補助金絆縛を厳しく抑制してまいりましたが、今後とも積極的に努力してまいりたいと思いま

す。

また、金持ち優遇ではないかというお示しでもございましたが、先ほど来申し上げましたように、実際このマル優制度をうまく使っているのはお金持ちの方でございまして、そういうような面から一律二〇%を課税されるということはかなりの負担増になつてしまふと思うのです。

そのほか、いろいろキャピタルゲインその他に

は必要である、また直間比率の見直し等も緊急な課題である、そういうふうに指摘されておりまして、今回は、その一環といたしまして、減税政策を先行させてお願いをいたしておるわけでござりますが、この衆議院におきまする税制協議会の状況等も踏まえまして、税制の抜本的な改革及び直間比率の問題の打開等について政府としても努力してまいらなければならぬ、そう考えております。ニューリーダーの皆さんもそういうようなお気持ちでいらっしゃいますので、ぜひこれも引き継ぎしてまいりたいと考えておるところでござります。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) マル機につきましてお尋ねがございましたが、先ほど申し上げましたが、このたびの考え方は、不正利用ということもあることながら、この十六兆に近い利子所得が、しかもこれは資産所得でございますから、どうして非課税でなければならないのかという問題意識を持つたわけでありまして、特に社会的な配慮を必要とすべき方々には新しい制度としてこれを改組することがいいのではないか、こう考えたわけでもあります。

それから、その際の高齢者の年齢のことなどでござりますけれども、どうして六十歳としなかったかということ。実は老人福祉など国の老人福祉に係るいろいろな制度の適用年齢が御承知のように

六十五歳でござりますので、ここで実は線を引かせていただきたい、これは一つの選択の問題であつたわけでござります。

それから、NTTの問題につきましては、總理がただいまお答えになられました。資産課税につきましても、今總理のお答えがございましたが、もう一つ土地の評価についてのお尋ねでございました。

相続税の場合には、地価公示価格との関連で申しますと、相続税は何しろすぐ課税をいたしますのですから、この評価をかた目にすると申しますが、値幅の下限に近い水準で評価をいたしております。

それから、固定資産税との関連でござりますが、固定資産税は毎年でございますが、相続税は御承知のようにそうではございません。それから相続税の評価額は毎年改めておりますが、固定資産税は三年に一度でございますから、この点にも幾つかの相違がござります。

ただ、いろいろ公的な評価があつて、その整合性がなかなかとれていらないのではないかということは、一元化というのは容易ではないと思ひますけれども、整合性を何とかして確保するということについては、一層の努力が必要であるということは私ども認識をいたしております。(拍手)

○國務大臣(葉梨信行君) 住民税減税と内需拡大の関係について御質問がございましたが、平年度

ベースで約六千六百億円の住民税の減税規模は過去最大のものでございます。これは昭和六十年度の個人住民税所得割決算額の一割に達するのでござります。したがいまして、所得税の減税と相まざして内需拡大に寄与するものと考えて、いる次第でございます。

昭和六十三年度の土地の評価がえ及び土地税制についての御質問でございます。昭和六十三年度の土地の評価がえにつきましては、大都市におきます買い急ぎとか、将来における期待価格等によります特異な地価の状況がござりますので、こうしたことにも十分に配慮しながら、課税団体と調整を図つてまいりたいと考えて、いる次第でござります。

（略）

審査報告書

回国会衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長田沢智治君。

法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月三日

文教委員長 田沢 智治
参議院議長 藤田 正明殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、臨時教育審議会の答申を踏まえ、文部省に、高等教育の基本的事項を調査審議する大学審議会を設置するとともに、大学設置審議会と私立大学審議会を再編統合し、大学等の設置認可を総合的に調査審議する大学設置・学校法人審議会を設置しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

二、費用

本法律施行に要する経費として、昭和六十二年度一般会計予算に五千七十五万四千円が計上されている。

（略）

（略）

附帯決議

政府及び関係者は、新たな時代の要請に応え、大学の自治を尊重しつつ、大学改革を積極的に推進するため、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一、大学審議会の審議に当たって、大学関係者の意向が十分反映されるよう、委員構成及び審議方法に配慮するとともに、広く各界の意見も反映されるよう留意すること。

二、大学設置・学校法人審議会に置かれる学校法人分科会の運営等に当たっては、私立大学審議会と同様、私立学校法制定の精神を堅持すること。

三、大学審議会の審議体制・運営等については、

その活動状況を踏まえ、審議会発足後一定期間を経た後に検討すること。

四、大学の個性ある教育・研究体制の推進に必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。昭和六十二年八月二十日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案

対し勧告することができる。

大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

前項に定めるもののほか、大学審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四 文部省に、大学設置・学校法人審議会を置く。

大学設置・学校法人審議会は、この法律、私立学校法及び私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

第七十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十八条第二項中「第六十条の政令で定める審議会」を「大学審議会」に改める。

第六十九条の二の次に次の二条を加える。

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。

大学審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む。以下この条及び次条において同じ。）に関する基本的事項を調査審議する。

大学審議会は、前項に規定する事項に規定する基本的事項を調査審議する。

大学設置・学校法人審議会に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため大学設置分科会を、

私立学校法及び私立学校振興助成法の規定による。

よりその権限に属させられた事項の調査審議を分担させるため学校法人分科会を置く。

学校法人分科会の組織の基準及び第四項第一号に掲げる者うち学校法人分科会に属すべき委員の候補者については、私立学校法で定める。

第四項及び第五項並びに私立学校法に定めるものほか、大学設置・学校法人審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

二号に掲げる者うち学校法人分科会に属する。

(学校法人分科会の組織の基準等)

第十八条 学校教育法第六十九条の四第五項の規定により大学設置・学校法人審議会に置かれる学校法人分科会の組織については、同条第四項第二号に掲げる者のうちから任命される委員(次条において「私立大学等関係委員」という。)の数が学校法人分科会に属する委員の总数の四分の三以上になるように政令で定めるものとする。

第十九条 私立大学等関係委員の候補者は、私立大学及び私立高等専門学校が組織する政令で定める団体の推薦する者とする。

第二十条から第二十四条まで 削除

第二十六条第二項、第三十一条第二項及び第六十三条第一項中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 公布の日、昭和六十二年七月一日から施行する。

(私立学校振興助成法の一部改正)

2 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「私立大学審議会」を「大学設置・学校法人審議会」に改める。

〔田沢智治君登壇、拍手〕

○田沢智治君 ただいま議題となりました法律案

昭和六十二年九月四日 參議院会議録第十一号 学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案

につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を踏まえ、高等教育の改革を積極的に推進するため、文部省に、大学に関する基本的事項を調査審議する大学審議会を新設するとともに、既設の大学設置審議会及び私立大学審議会を再編統合して、大学の設置認可等について調査審議する大学設置・学校法人審議会を設置しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日についての修正が行われております。

委員会におきましては、中央教育審議会との関係、大学自治の尊重、委員の構成と運営のあり方、私学の自主性尊重の必要性などについて熱心な質疑が行われるとともに、参考人の意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を終局することを決定いたしました。

討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保委員より反対の討論が、自由民主党を代表して林委員より賛成の討論が、日本共产党を代表して佐藤委員より反対の討論が、それぞれ行われ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔田沢智治君登壇、拍手〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。久保亘君。

〔久保亘君登壇、拍手〕

○久保亘君 日本社会党・護憲共同を代表する私の討論は、ただいま議題となっております学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案に対して、反対の立場を明らかにするものであります。

今日、二十一世紀を前にして、私たちはかつてない歴史の転換点に立っています。近代産業社会

は、高度の物質文明をもたらした反面、地球環境の破壊、豊かさの陰での飢餓と貧困、核戦争による人類生存の危機、さまざまな社会の病理現象など、内外ともに大きな課題に直面しています。

このような時代を主体的に生き、社会の進歩と人間の福祉と平和を目指していくためには、学問研究の創造的発展と国民一人一人の先見性、創造性を持つた主権者としての成長、発達、さらに

議会は、政府に都合のよい隠れみの的所在となり、審議会の勧告、答申を利用して、大学自治を侵害し、自主的改革を許さず、政府の大学管理支配政策を押しつけるものではないかという疑惑をぬぐい去ることはできません。

以下、具体的に反対の理由を述べます。
まず、本法律案は、国民の期待にこたえることなく任務を終えた臨教審答申実施の最初の法案であります。また、大学関係者の合意を得ぬまま拙速かつ強引に提案されたことであります。しかも、政府・自民党は、衆議院では参考人の意見も聞かぬまま我が党議員の質問中に採決を强行し、参議院

急激な社会経済の変化の中で、大学への要望も一層高まっています。その意味で大学改革は重要なことは、国民合意の大学改革逆行し、学問研

究めであります。したがって、今後の大学のあり方について広い視野から議論し、改革の方向を提示するための国民合意の審議機関は、一般的に明瞭にしたのもそうした考え方からであります。

言うまでもなく、大学改革は、真理の探求といふ不变の理念を踏まえ、憲法の保障する学問の自由と大学の自治を前提として行わなければなりません。いやしくも資本や経済の論理に立って、真理の追求よりも経済効率を優先させる本末転倒

であります。

しかし、今回政府から提案されました大学審議会は、政府に都合のよい隠れみの的所在となり、審議会の勧告、答申を利用して、大学自治を侵害し、自主的改革を許さず、政府の大学管理支配政策を押しつけるものではないかという疑惑をぬぐい去ることはできません。

以下、具体的に反対の理由を述べます。

まず、本法律案は、国民の期待にこたえることなく任務を終えた臨教審答申実施の最初の法案であります。また、大学関係者の合意を得ぬまま拙速かつ強引に提案されたことであります。しかも、政

府・自民党は、衆議院では参考人の意見も聞かぬまま我が党議員の質問中に採決を强行し、参議院

文教委員会でも十時間足らずの審議で採決を行つたことは、国民合意の大学改革逆行し、学問研

究の自由と大学の自治を踏みにじつて大学支配政策を進めようとする姿勢を露骨にあらわすものであります。学問の自由と大学の自治が失われた後に何が起るか、歴史の教訓に学ぶまでもあります。

次に、法案の内容についてであります。

第一に、大学審議会は文部大臣の諮問機関であり、政府からの相対的自立性を制度的に保障されています。これでは、審議会の政治的中立性は確保できないのであります。しかも、大学審議会は、答申や建議にとどまらず、勧告という強い権限を持ち、審議対象も、大学に関する基本的事項と広範囲であります。なぜ勧告なのかという質問に対する政府の答弁は、全く説得性を欠いております。これでは、大学審議会は恣意的運用によつて政府の隠れみの的機関となり、教育基本法十条に反して、教育を政治が不适当に支配する危険性が極めて大きいと言わざるを得ないのであります。

第二に、審議会の根幹とも言うべき委員の選出基準は、全く抽象的で根拠を欠いており、具体的な基準は政令にゆだねられているのであります。しかも、その政令の内容も、骨子すらいまだに明瞭だといつていいことに至つては、議会騒ぎも甚だしいと言わなければなりません。

かつて六〇年代に大学管理法案が提出されようとして、大学関係者の強い反対で政府は断念したのであります。そのときの法案には大学審議会と同趣旨の内容が盛り込まれていました。しか

し、そのときですら、国立大学の学長が互選したり、日本学術会議が推薦する者、学識経験を有する者で構成することが明記されていたのであります。そのことと比較すれば、本法案の問題点は一層明らかであります。

文部省は、臨教審答申を受けてブレ大学審とも言つべき大学改革協議会を発足させましたが、そのメンバーを見ると、財界、産業界の委員が五人、臨教審委員が六人を占めています。臨教審委員の選出においても、教育学者が一人もおらず、教育現場の経験者が極めて少なかつたことをあわせて考えれば、臨教審や大学改革協議会のメンバーが横滑りし、財界主導の外部からの大学改革になるのではないかというのは決して杞憂ではありません。

ここでさらに問題なのは、この大学改革協議会は、まさに大学審議会の先取りとして広範なテーマで審議されたと伝えられますが、衆議院においてその審議の資料を提出すべきであるとの我が党の強い要求にもかかわらず、提出しなかつたことは、文部省の秘密主義を示し、本大学審議会の問題の性格を示すものであると同時に、国会無視であると言つても過言ではありません。

第三に、審議会運営のあり方についても、一切が政令事項とされている上に、その基本的事項も全く明らかにされていないことがあります。大学関係者や国民に開かれた運営がなされるかどうかに対する立場から討論を行ふものであります。

文部省は、臨教審答申を受けてブレ大学審とも言つべき大学改革協議会を発足させましたが、そのメンバーを見ると、財界、産業界の委員が五人、臨教審委員が六人を占めています。臨教審委員の選出においても、教育学者が一人もおらず、教育現場の経験者が極めて少なかつたことをあわせて考えれば、臨教審や大学改革協議会のメンバーが横滑りし、財界主導の外部からの大学改革になるのではないかというのは決して杞憂ではありません。

第四に、私立大学審議会を廃止することは、私学の自主性を尊重するという私立学校法の精神がなむち戦後培われた民主的諸制度を破壊する政策の一環として提案されたものであり、大学の自治、学問の自由を侵害し、戦後の大学と高等教育のあり方を根本的に転換する極めて重大な内容を持つ法案であります。

にもかかわらず、衆参両文教委員会の審議は、ともにわずか十時間足らずのまま、質疑打ち切り、強行採決を繰り返し行つたのであります。このことは、文部省が大学改革協議会の資料提出を拒み、いたずらに審議を混乱させたことと相まって、国権の最高機関である国会の審議を形骸化させるものであり、これこそ中曾根内閣のファシシズム的政治手法を示すものとして、私は満身の怒りを込めて糾弾するものであります。

また、大學関係者に対しても、学問の自由と大学の自治を守るために、大学の自主的改革に一層の努力を望みたいであります。

以上、本法律案に反対する理由を申し述べ、私の反対討論を終ります。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) 佐藤昭夫君。

〔佐藤昭夫君登壇、拍手〕

第三に、審議会運営のあり方についても、一切が政令事項とされている上に、その基本的事項も全く明らかにされていないことがあります。大学関係者や国民に開かれた運営がなされるかどうかに対する立場から討論を行ふものであります。

本法律案は、中曾根内閣の戦後政治の総決算、すなむち戦後培われた民主的諸制度を破壊する政策の一環として提案されたものであり、大学の自治、学問の自由を侵害し、戦後の大学と高等教育のあり方を根本的に転換する極めて重大な内容を持つ法案であります。

本法律案は、中曾根内閣の戦後政治の総決算、すなむち戦後培われた民主的諸制度を破壊する政策の一環として提案されたものであり、大学の自治、学問の自由を侵害し、戦後の大学と高等教育のあり方を根本的に転換する極めて重大な内容を持つ法案であります。

本法律案は、中曾根内閣の戦後政治の総決算、すなむち戦後培われた民主的諸制度を破壊する政策の一環として提案されたものであり、大学の自治、学問の自由を侵害し、戦後の大学と高等教育のあり方を根本的に転換する極めて重大な内容を持つ法案であります。

官 報 (号 号) 外)

の対象として、強力な勧告権を行使し、行政当局を通じて助言、援助の名による介入、統制を合法化することにほかないからであります。

反対の第一の理由は、この大学審議会が政府と財界のために役立つ大学づくりを目指しているということであります。

これまでの臨時教育審議会答申が示しているように、高等教育機関の高度化、多様化、個性化など、大多数の大学には劣悪な教育研究条件を放置して安上がりな教育を押しつけながら、他方では、独占資本の要求する先端科学技術の研究開発とその人づくりのために少数の特定大学のみを超エリート化するなど、徹底した差別選別体制の確立をねらっています。

また、本法案に関する質問の中で明らかになつたように、SDI研究への参加、防衛大学校の普通大学格上げ問題、大企業寄附講座の導入など、官軍学協同の強化、これらは日米軍事同盟体制国家づくりと産業構造の転換などの国家目標に大学を動員していくものであり、断じて容認できないのであります。

反対理由の第三は、大学審議会が臨教審の教育改革全体の突破口としての役割を果たすものになるからであります。

すなわち、日本の全学校教育体系をエリート養成と新しい労働力の効率的養成の差別選別体制へと全面的に転換させようとしています。このような改革が実施されるならば、戦後打ち立てられた教育の機会均等の原則に基づく民主的学校体系そ

のものが破壊されることになります。

しかも、臨時教育審議会は、学校教育に君が代、日の丸を押しつけることを全面的に打ち出し、中曾根首相は、國家の統一を図るため天皇の存在が大切であるとして、国家としてのまとまりを教育において教えていく、それには国歌や国旗が必要だと述べています。これは天皇を中心とした時代錯誤の国家主義教育を押しつけるものであり、主権在民を定めた憲法、そして憲法の掲げる理想を実現するという教育基本法に真っ向から反するものではありませんか。このよ

うな国家主義教育の押しつけと、大学の自治、学問の自由を奪う大学審議会の設置はまさに一体のものであります。

このような重大な問題点があるからこそ、今日、多くの大学人が心から反対、危惧の念を表明しています。現在、反対声明を出している教授会は、立命館大学全学部、福島大学経済・教育学部教授会を始め十五大学、二十六教授会。有志の反対表明は、東京大学百五十五氏を初めとして約百大学、一教授会連合に上ります。それも高知短期大学では全教員の一〇〇%、岩手大学では八〇%というようだ大多数の意思となっているのであります。さらに、反対の意見は、大学、教育関係者のみならず一万二千団体、署名三十万にも急速に上っているのであります。こうした反対の声を押し切つての採決の強行は全く言語道斷ではありませんか。

私は、歴史を振り返ったとき、権力によって大

学の自治と学問の自由が脅かされるとときは民主主義の危機であり、二度と繰り返してはならない侵略戦争への道であつたことを心から指摘しなければなりません。このような大学自治侵害の歴史を語るときに、文部大臣は、骨とう品のような話だと一笑に付しました。ここにも中曾根内閣の持つ反動的本質が如実にあらわれているのであります。大学審議会の設置は、日本の将来にはかり知れない禍根を残すとともに、日本の教育全体に

とつても大きな不幸をもたらすものと言わなければなりません。

臨教審路線に基づいて大学審議会の進める高等教育改革は、あの教学分離、教授会否定の筑波大學方式が全国どこの大学にも受け入れられず、筑波大学の内部からも大きな批判が巻き起こっています。必らずや失敗することは明らかであります。

○副議長(瀬谷英行君) この際、法務大臣も出席されましたので、後に回しました日程第一に戻り、議題といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○副議長(瀬谷英行君) 御異議ないと認めます。

日程第一 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長三木忠雄君。

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月一日

法務委員長 三木 忠雄
参議院議長 藤田 正明殿

【賛成者起立】

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易裁判所設立後の社会事情の変化にかんがみ、その配置を適正化し、その機能の充実、強化を図るため、町田簡易裁判所及び所沢簡易裁判所の新設、五日市簡易裁判所ほか百三十八庁の簡易裁判所の廃止及び新島簡易裁判所ほか八庁の簡易裁判所の管轄区域の変更を行ふとともに、市町村の廢置分合等に伴い管轄区域等について所要の整理を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、次の事項について格段の努力をすべきである。

- 一、簡易裁判所の機能を充実、強化するため、その人的、物的施設の一層の整備を図ること。
- 二、統廃合された簡易裁判所の存する地域について、住民の利便を十分に考慮し、出張による事件処理を行う等適切な措置を講ずること。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（第百八回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和六十二年八月二十五日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表五日市簡易裁判所の項、横浜南簡易裁判所の項、津久井簡易裁判所の項、三崎簡易裁判所の項、小川簡易裁判所の項、大原簡易裁判所の項、大子簡易裁判所の項、今市簡易裁判所の項、矢板簡易裁判所の項、足尾簡易裁判所の項、天竜簡易裁判所の項、蘿橋簡易裁判所の項、小笠原簡易裁判所の項、山梨簡易裁判所の項、大月簡易裁判所の項、上野原簡易裁判所の項、屋代簡易裁判所の項、巻簡易裁判所の項及び小千谷簡易裁判所の項を削り、同表高田簡易裁判所の項を次のように改める。

三、廃止された簡易裁判所及び区検察庁等所属の職員については、その給与等の勤務条件に不利が生ずることのないよう十分配慮すること。

益が生ずることのないよう十分配慮すること。四、簡易裁判所の統廃合された地域においても、今後、人口の急増、事件の増加等著しい条件の変化が生じた場合は、簡易裁判所の新設を考慮すること。

五、今後、裁判所法第三十八条による簡易裁判所の事務の全部又は一部の移転を行ふに当たつては、同条の趣旨に則り慎重に行うよう配意すること。

右決議する。

高田簡易裁判所

上越市

同表直江津簡易裁判所の項、都島簡易裁判所の項、東淀川簡易裁判所の項、西成簡易裁判所の項及び京北簡易裁判所の項を削り、同表峯山簡易裁判所の項を次のように改める。

峰山簡易裁判所

京都府中郡峰山町

同表久美浜簡易裁判所の項及び綾部簡易裁判所の項を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

神戸簡易裁判所

神戸市中央区

同表灘簡易裁判所の項、宝塚簡易裁判所の項、三田簡易裁判所の項、相生簡易裁判所の項、山崎簡易裁判所の項、和田山簡易裁判所の項及び八鹿簡易裁判所の項を削り、同表奈良簡易裁判所の項を次のように改める。

奈良簡易裁判所

奈良市

同表柳生簡易裁判所の項、桜井簡易裁判所の項、十津川簡易裁判所の項、近江八幡簡易裁判所の項、米原簡易裁判所の項、木之本簡易裁判所の項、海南簡易裁判所の項、すさみ簡易裁判所の項、本宮簡易裁判所の項、西枇杷島簡易裁判所の項、愛知横須賀簡易裁判所の項、西尾簡易裁判所の項、龜山簡易裁判所の項、鳥羽簡易裁判所の項、大台簡易裁判所の項、閑簡易裁判所の項、羽咋簡易裁判所の項、八尾簡易裁判所の項、朝日簡易裁判所の項、上市簡易裁判所の項及び氷見簡易裁判所の項を削り、同表砺波簡易裁判所の項を次のように改める。

砺波簡易裁判所

砺波市

同表城端簡易裁判所の項及び小矢部簡易裁判所の項を削り、同表広島簡易裁判所の項を次のように改める。

広島簡易裁判所

広島市安佐北区

同表可部簡易裁判所の項を次のように改める。

可部簡易裁判所

広島市安佐北区

同表加計簡易裁判所の項、千代田簡易裁判所の項、因島簡易裁判所の項、甲山簡易裁判所の項、油木簡易裁判所の項、安芸吉田簡易裁判所の項、美東簡易裁判所の項、美禰簡易裁判所の項、阿東簡易裁判所の項、鹿野簡易裁判所の項、本郷簡易裁判所の項、久賀簡易裁判所の項、牛窓簡易裁判所の項、備前簡易裁判所の項、井原簡易裁判所の項、美作簡易裁判所の項、岩美簡易裁判所の項、河原簡易裁判所の項、若狭簡易裁判所の項、八橋簡易裁判所の項、黒坂簡易裁判所の項及び島根大田簡易裁判所の項を削り、同表宗像簡易裁判所の項を次のように改める。

宗像簡易裁判所

宗像市

同表前原簡易裁判所の項、門司簡易裁判所の項、豊前簡易裁判所の項、小城簡易裁判所の項、白石簡易裁判所の項、呼子簡易裁判所の項、大瀬戸簡易裁判所の項、長崎小浜簡易裁判所の項、国東簡易裁判所の項、宇佐簡易裁判所の項、三重簡易裁判所の項、矢部簡易裁判所の項、大根占簡易裁判所の項、岩出山簡易裁判所の項、志津川簡易裁判所の項、二本松簡易裁判所の項、三春簡易裁判所の項、須賀川簡易裁判所の項、喜多方簡易裁判所の項、村山簡易裁判所の項、寒河江簡易裁判所の項、岩泉簡易裁判所の項、蟹田簡易裁判所の項、俱知安簡易裁判所の項、木古内簡易裁判所の項、森簡易裁判所の項、瀬棚簡易裁判所の項及び士別簡易裁判所の項を削り、同表留萌簡易裁判所の項を次のように改める。

留萌簡易裁判所

留萌市

同表羽幌簡易裁判所の項、厚岸簡易裁判所の項、十勝池田簡易裁判所の項、広尾簡易裁判所の項、美幌簡易裁判所の項、斜里簡易裁判所の項、三木簡易裁判所の項、大内簡易裁判所の項、綾南簡易裁判所の項、本山簡易裁判所の項、赤岡簡易裁判所の項、羅川簡易裁判所の項、宿毛簡易裁判所の項、久万簡易裁判所の項及び野村簡易裁判所の項を削る。

別表第五表東京簡易裁判所の管轄区域の欄中「文京区」を「文京区 三宅村 御藏島村」に改め、同表新島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三宅支店の所管区域」を削り、同表八王子簡易裁判所の項を次のように改める。

八 王 子	東京都の内
八王子市	町田市 日野市 多摩市 稲城市 秋川市
西多摩郡の内	
日の出町	五日市町 榛原村

同表五日市簡易裁判所の項を削り、同表横浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「中区」を「中区 南区」に改め、同表横浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸塚区」を「戸塚区 柴区 泉区」に、同表相模原簡易裁判所の管轄区域の欄中「座間市」を「座間市 津久井郡」に改め、同表津久井簡易裁判所の項を削り、同表横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「逗子市」を「逗子市 三浦市」に改め、同表三崎簡易裁判所の項を削り、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「加須市」を「加須市 幸手市」に改め、「幸手町」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「鳩山村」を「鳩山町」に改め、同表熊谷簡易裁判所の項を次のように改める。

同表前原簡易裁判所の項、門司簡易裁判所の項、豊前簡易裁判所の項、小城簡易裁判所の項、白石簡易裁判所の項、呼子簡易裁判所の項、大瀬戸簡易裁判所の項、長崎小浜簡易裁判所の項、国東簡易裁判所の項、宇佐簡易裁判所の項、三重簡易裁判所の項、矢部簡易裁判所の項、大根占簡易裁判所の項、岩出山簡易裁判所の項、志津川簡易裁判所の項、二本松簡易裁判所の項、三春簡易裁判所の項、須賀川簡易裁判所の項、喜多方簡易裁判所の項、村山簡易裁判所の項、寒河江簡易裁判所の項、岩泉簡易裁判所の項、蟹田簡易裁判所の項、俱知安簡易裁判所の項、木古内簡易裁判所の項、森簡易裁判所の項、瀬棚簡易裁判所の項及び士別簡易裁判所の項を削り、同表留萌簡易裁判所の項を次のように改める。

留萌簡易裁判所

留萌市

同表小川簡易裁判所の項を削り、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「横瀬村」を「横瀬町」に、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「成田市」を「成田市 四街道市」に改め、同表大原簡易裁判所の項を削り、同表千葉一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「茂原市 長生郡」を「茂原市 勝浦市 長生郡 東隅郡」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷市」を「鎌ヶ谷市 東葛飾郡」に改め、「東葛飾郡の内 沼南町 関宿町」を削り、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「船橋市」を「船橋市 浦安市」に改め、「東葛飾郡の内 浦安町」を削り、同表水戸簡易裁判所の項を次のように改める。

同表小川簡易裁判所の項を削り、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「横瀬村」を「横瀬町」に、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「成田市 四街道市」を「成田市 勝浦市 長生郡 東隅郡」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷市」を「鎌ヶ谷市 東葛飾郡」に改め、「東葛飾郡の内 沼南町 関宿町」を削り、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「船橋市」を「船橋市 浦安市」に改め、「東葛飾郡の内 浦安町」を削り、同表水戸簡易裁判所の項を次のように改める。

同表小川簡易裁判所の項を削り、同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「横瀬村」を「横瀬町」に、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「成田市 四街道市」を「成田市 勝浦市 長生郡 東隅郡」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷市」を「鎌ヶ谷市 東葛飾郡」に改め、「東葛飾郡の内 沼南町 関宿町」を削り、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「船橋市」を「船橋市 浦安市」に改め、「東葛飾郡の内 浦安町」を削り、同表水戸簡易裁判所の項を次のように改める。

水 戸	茨城県の内
水戸市	那珂湊市 勝田市 東茨城郡
那珂郡の内	
東海村	那珂町 瓜連町
久慈郡の内	
大子町	
鹿島郡の内	
旭村 錐田町	大洋村

同表大子簡易裁判所の項を削り、同表龍ヶ崎簡易裁判所の項を次のように改める。

同表鉾田簡易裁判所の項を削り、同表宇都宮簡易裁判所の項を次のように改める。

宇都宮	栃木県の内 宇都宮市 鹿沼市 日光市 今市市 河内郡
足尾町	上都賀郡の内 足尾町
塙谷郡の内	那須郡の内 塙谷郡栗山村 藤原町 氏家町 高根沢町
那須郡の内	那須郡栗山村 烏山町
同表大田原簡易裁判所の項を削り、同表大田原簡易裁判所の項を次のように改める。	

大田原	栃木県の内 大田原市 矢板市 黒磯市
塙谷郡の内	塙谷郡塙谷町 喜連川町
那須郡の内	那須郡馬頭町 小川町 湯津上村 黒羽町 那須町 西那須野町 塙原町
静岡県の内	静岡県の内 浜松市 引佐郡 磐田市 袋井市 天竜市 浜北市 湖西市 磐田郡 浜名郡
周智郡の内	周智郡春野町
同表天竜簡易裁判所の項を削り、同表甲府簡易裁判所の項を次のように改める。	

都留	山梨県の内 都留市 大月市
上田	長野県の内 上田市 更埴市 小県郡 塙科郡
田	上田市 北佐久郡の内 北御牧村 更級郡の内 上山田町
高田	長野県の内 上越市 新井市 東頸城郡 中頸城郡
阪	新潟県の内 大阪府の内 大阪府内の内 北区 都島区 福島区 此花区 東区 西区 港区 大正区 天王寺区 南区 浪速区 大淀区 東淀川区 旭区 城東区 住吉区 西成区 淀川区 鶴見区 住之江区
大版	同表直江津簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡易裁判所の項を次のように改める。
京都	同表都島簡易裁判所の項、東淀川簡易裁判所の項及び西成簡易裁判所の項を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。
府	京都府の内 京都市の内 京都市の内 中京区 北区 上京区 左京区 東山区 下京区 山科区 南区(南北桑田郡)
甲府	同表韮崎簡易裁判所の項、小笠原簡易裁判所の項及び山梨簡易裁判所の項を削り、同表都留簡易裁判所の項を次のように改める。

同表京北簡易裁判所の項を削り、同表峯山簡易裁判所の項を次のように改める。

峰	山
中郡	京都府の内
竹野郡	竹野郡

同表久美浜簡易裁判所の項を削り、同表福知山簡易裁判所の管轄区域の欄中「福知山市」を「福知山市・綾部市」に改め、同表綾部簡易裁判所の項を削り、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

兵庫県の内
神戸市の内
中央区 東灘区 瀬戸内市 兵庫区 長田区 須磨区 垂水区 北区
三木市 三田市 美嚢郡
兵庫県の内
明石市
神戸市の内
西区

同表灘簡易裁判所の項及び宝塚簡易裁判所の項を削り、同表伊丹簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊丹市 川西市」を「伊丹市 宝塚市 川西市 川辺郡」に改め、同表三田簡易裁判所の項を削り、同表明石簡易裁判所の項を次のように改める。

姫路
姫路市 相生市 赤穂市 飾磨郡 神崎郡 赤穂郡
朝来郡の内
生野町

同表龍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐用郡」を「佐用郡 宍粟郡」に改め、同表相生簡易裁判所の項及び山崎簡易裁判所の項を削り、同表豊岡簡易裁判所の項を次のように改める。

豊	岡
城崎郡の内	城崎町 竹野町 日高町
美方郡の内	豊岡市 出石郡 鞍父郡
朝来郡の内	和田山町 山東町 朝来町

同表和田山簡易裁判所の項及び八鹿簡易裁判所の項を削り、同表浜坂簡易裁判所の管轄区域の欄

中「浜坂町」を「浜坂町 美方町」に、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「天理市 生駒市」を「天理市 桜井市 生駒市 添上郡 山辺郡」に改め、同表牛山簡易裁判所の項及び桜井簡易裁判所の項を削り、同表五条簡易裁判所の管轄区域の欄中「大塔村」を「大塔村 十津川村」に改め、同表十津川簡易裁判所の項を削り、同表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛東町（大字外、小倉、青山、曾根、妹、中戸、鰐江、上岸本及び梅林を除く）」を削り、同表八日市簡易裁判所の項を次のように改める。

八日市
滋賀県の内
八日市市 近江八幡市 蒲生郡 神崎郡
愛東町

同表近江八幡簡易裁判所の項を削り、同表長浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「長浜市 東浅井郡」を「長浜市 坂田郡 東浅井郡 伊香郡」に改め、同表米原簡易裁判所の項及び木之本簡易裁判所の項を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「和歌山市」を「和歌山市 海南市 海草郡」に改め、同表海南簡易裁判所の項を削り、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「日置川町」を「日置川町 すさみ町」に改め、同表すさみ簡易裁判所の項を削り、同表新宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊野川町」を「熊野川町 本宮町」に改め、同表本宮簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次のように改める。

名古屋
名古屋市の中区 千種区 東区 北区 西区 熱田区 守山区 名東区
西春日井郡

同表西枇杷島簡易裁判所の項を削り、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「半田市」を「半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市」に改め、同表愛知横須賀簡易裁判所の項を削り、同表安城市簡易裁判所の管轄区域の欄中「刈谷市」を「刈谷市 西尾市」に、「高浜市」を「高浜市 蟠豆郡」に改め、同表西尾簡易裁判所の項を削り、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市 久居市」を「津市 龟山市 久居市 鈴鹿郡」に改め、同表龜山簡易裁判所の項を削り、同表松阪簡易裁判所の項を次のように改める。

松阪
三重県の内
松阪市 飯南郡 多気郡

同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊勢市」を「伊勢市 猪羽市 志摩郡」に改め、同表鳥羽簡易裁判所の項及び大台簡易裁判所の項を削り、同表岐阜簡易裁判所の項を次のように改める。

官報 (号外)

岐阜県の内	岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 羽島郡 本郷郡 山県郡
岐阜市 武儀郡 益田郡の内	岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 羽島郡 本郷郡 山県郡
益田郡の内	岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 羽島郡 本郷郡 山県郡
金山町	岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 羽島郡 本郷郡 山県郡
同表関簡易裁判所の項を削り、同表御嵩簡易裁判所の項を次のように改める。	同表七尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「七尾市」を「七尾市 羽咋市 羽咋郡」に改め、同表羽咋簡易裁判所の項を削り、同表富山簡易裁判所の項を次のように改める。
御嵩	富山県の内
岐阜県の内	富山市 滑川市 上新川郡 中新川郡 婦負郡
富山市 滑川市 上新川郡 中新川郡 婦負郡	同表八尾簡易裁判所の項を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒部市」を「黒部市 下新川郡」に改め、「下新川郡の内 宇奈月町」を削り、同表朝日簡易裁判所の項及び上市簡易裁判所の項を削り、同表高岡簡易裁判所の項を次のように改める。
高岡	富山県の内
高岡市 新湊市 水見市 小矢部市 射水郡	同表八尾簡易裁判所の項を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒部市」を「黒部市 下新川郡」に改め、「下新川郡の内 宇奈月町」を削り、同表朝日簡易裁判所の項及び上市簡易裁判所の項を削り、同表高岡簡易裁判所の項を次のように改める。
砺波	富山県の内
砺波市 東礪波郡 西礪波郡の内	同表水見簡易裁判所の項を削り、同表礪波簡易裁判所の項を次のように改める。
砺波	富山県の内
砺波市 東礪波郡 西礪波郡の内	同表城端簡易裁判所の項及び小矢部簡易裁判所の項を削り、同表広島簡易裁判所の項を次のように改める。

同表可部簡易裁判所の項を次のように改める。	同表加計簡易裁判所の項及び千代田簡易裁判所の項を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。
広島県の内	広島県の内
安佐北区 安佐南区（安佐南区役所祇園出張所及び沼田出張所の各所管区域を除く。）	安佐北区 安佐南区（安佐南区役所祇園出張所及び沼田出張所の各所管区域を除く。）
山県郡	山県郡
高田郡の内	高田郡の内
八千代町	八千代町
同表因島簡易裁判所の項及び中山簡易裁判所の項を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「深安郡」を「深安郡 神石郡」に改め、同表油木簡易裁判所の項を削り、同表三次簡易裁判所の項を次のように改める。	同表因島簡易裁判所の項及び中山簡易裁判所の項を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「深安郡」を「深安郡 神石郡」に改め、同表油木簡易裁判所の項を削り、同表三次簡易裁判所の項を次のように改める。
尾道	尾道
尾道市 三原市 因島市 御調郡	尾道市 三原市 因島市 御調郡
豊田郡の内	豊田郡の内
本郷町 濬戸田町	本郷町 濬戸田町
世羅郡の内	世羅郡の内
甲山町 世羅町	甲山町 世羅町
沼隈郡の内	沼隈郡の内
内海町	内海町
同表安芸吉田簡易裁判所の項を削り、同表山口簡易裁判所の項を次のように改める。	同表安芸吉田簡易裁判所の項を削り、同表山口簡易裁判所の項を次のように改める。
山口	山口
山口市 吉敷郡 美禰郡	山口市 吉敷郡 美禰郡
阿武郡の内	阿武郡の内
阿東町	阿東町
同表美東簡易裁判所の項、美禰簡易裁判所の項及び阿東簡易裁判所の項を削り、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「新南陽市」を「新南陽市 都濃郡」に改め、同表鹿野簡易裁判所の項を削	同表美東簡易裁判所の項、美禰簡易裁判所の項及び阿東簡易裁判所の項を削り、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「新南陽市」を「新南陽市 都濃郡」に改め、同表鹿野簡易裁判所の項を削

り、同表秋簡易裁判所の管轄区域の欄中「田万川町」を「田万川町 むつみ村」に改め、同表岩簡易裁判所の項を次のように改める。

官 報 (号外)	山口県の内
岩 国	玖珂郡内の内
和木町 由宇町 玖珂町 本郷村 周東町 錦町 美川町 美和町	大島郡に改め、同表久賀簡易裁判所の項を削り、同表船木簡易裁判所の管轄区域の欄中「柳井市」を「柳井市 市」を「小野田市 美祢市」に、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡山市」を「岡山市 備前市」に、「赤磐郡」を「赤磐郡 和気郡 邑久郡」に改め、同表牛窓簡易裁判所の項及び備前簡易裁判所の項を削り、同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠岡市」を「笠岡市 小田郡 後月郡」に改め、同表井原簡易裁判所の項を削り、同表津山簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉田郡」を「吉田郡 勝郡 英田郡」に改め、「勝北町 内 奈義町」を削り、同表美作簡易裁判所の項を削り、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「鳥取市」を「鳥取市 岩美郡 八頭郡」に改め、「岩美郡の内 国府町」を削り、同表岩美簡易裁判所の項、河原簡易裁判所の項及び若桜簡易裁判所の項を削り、同表倉吉簡易裁判所の項を次のように改める。
倉 吉	鳥取県の内
米 子	鳥取県の内
米子市 境港市 西伯郡 日野郡	同表八橋簡易裁判所の項を削り、同表米子簡易裁判所の項を次のように改める。
島 原	長崎県の内
倉吉市 東伯郡	同表黒坂簡易裁判所の項を削り、同表出雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「出雲市」を「出雲市 大田市」に、「簸川郡」を「簸川郡 遠摩郡」に改め、同表島根大田簡易裁判所の項を削り、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大野城市」を「大野城市 太宰府市」に、「糟屋郡」を「糟屋郡 糸島郡」に、同表宗像簡易裁判所の管轄区域の欄中「宗像郡」を「宗像市 宗像郡」に改め、同表前原簡易裁判所の項を削り、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸畠区」を「戸畠区 門司区」に改め、同表門司簡易裁判所の項を削り、同表行橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「行橋市 京都府」を「行橋市 豊前市 京都府 築上郡」に改め、同表豊前簡易裁判所の項を削り、同表佐賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐賀市」を「佐賀市 多久市」に、「神埼郡」を「神埼郡 小城郡」に改め、同表小城簡易裁判所の項及び白石簡易裁判所の項を削り、同表鹿島簡易裁判所の項を次のように改める。

唐 津	佐賀県の内
唐津市 東松浦郡	同表呼子簡易裁判所の項を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「西彼町」を「西彼町 大瀬戸町 外海町」に改め、同表大瀬戸簡易裁判所の項を削り、同表島原簡易裁判所の項を次のように改める。
島 原	長崎県の内
島原市 南高来郡	同表長崎小浜簡易裁判所の項を削り、同表佐世保簡易裁判所の項を次のように改める。
佐 世 保	長崎県の内
佐世保市	同表呼子簡易裁判所の項を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「西彼町」を「西彼町 西彼杵郡の内 西海町 大島町 嶺戸町（平島を除く。）東彼杵郡の内 川棚町 波佐見町 北松浦郡の内 小値賀町 上久町 江迎町 鹿町町 小佐々町 佐々町 吉井町 世知原町 南松浦郡の内 有川町 若松町 上五島町 新魚目町 奈良尾町 西彼杵郡の内 諸戸町平島
大 分	長崎県の内
大 分	同表大分簡易裁判所の項を次のように改める。
大 分	大分県の内
大 分	大分市 大分郡 北海部郡
大 分	大野郡の内 野津町 千歳村 大飼町
杵 築	大分県の内
杵 築	同表杵築簡易裁判所の項を次のように改める。

同表国東簡易裁判所の項を削り、同表中津簡易裁判所の管轄区域の欄中「中津市 下毛郡」を「中津市 宇佐市 下毛郡 宇佐郡」に改め、同表宇佐簡易裁判所の項を削り、同表豊後高田簡易裁判所の項を次のように改める。

大分県の内
豊後高田市 西国東郡
東国東郡の内 國見町 姫島村

同表竹田簡易裁判所の項を次のように改める。

竹田 竹田市 直入郡 大分県の内

三重町 清川村 緒方町 朝地町 大野町
上益城郡
中央町 麻生町

同表三重簡易裁判所の項を削り、同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「大字馬見原、長崎、浪上、柳井原、大野、白石、神ノ前、方ヶ野、菅尾、花上、八木、今、米迫、塙出迫及び塙原を除く」を削り、同表御船簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿屋 鹿児島県の内 上益城郡

鹿屋市 垂水市 肝属郡
下益城郡の内

同表矢部簡易裁判所の項を削り、同表鹿屋簡易裁判所の項を次のように改める。

鹿屋 鹿児島県の内 中央町

鹿屋市 垂水市 肝属郡
下益城郡の内

同表大根占簡易裁判所の項を削り、同表那霸簡易裁判所の管轄区域の欄中「南風原村 東風平村」を「南風原町 東風平町」に、「佐敷村」を「佐敷町」に、「西原村」を「西原町」に、同表沖縄簡易裁判所の管轄区域の欄中「勝連村」を「勝連町」に、「北谷村」を「北谷町」に、同表古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「志田郡」を「志田郡 玉造郡」に改め、同表岩出山簡易裁判所の項を削り、同表氣仙沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「唐桑町 本吉町」を「志津川町 本吉町 唐桑町 歌津町」に改め、同表志津川簡易裁判所の項を削り、同表福島簡易裁判所の項を次のように改める。

福島県の内 福島市 二本松市 伊達郡

福島県の内 安達郡の内
相馬郡の内 飯館村

同表一本松簡易裁判所の項を削り、同表郡山簡易裁判所の項を次のように改める。

福島県の内
郡山市 須賀川市 岩瀬郡 田村郡
安達郡の内

同表三春簡易裁判所の項及び須賀川簡易裁判所の項を削り、同表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「会津若松市 北会津郡」を「会津若松市 喜多方市 北会津郡 耶麻郡」に改め、「耶麻郡の内 苗代町 磐梯町」を削り、同表喜多方簡易裁判所の項を削り、同表山形簡易裁判所の項を次のように改める。

山形県の内
山形市 寒河江市 上山市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 村山市
安達郡の内

同表村山簡易裁判所の項及び寒河江簡易裁判所の項を削り、同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「立川町」を削り、同表酒田簡易裁判所の管轄区域の欄中「余目町」を「立川町 余目町」に改め、同表久慈簡易裁判所の項を次のように改める。

山形県の内
山形市 寒河江市 上山市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 村山市
安達郡の内

同表宮古簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田町」を「山田町 岩泉町 田野畠村」に改め、同表岩泉簡易裁判所の項を削り、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「仙北町 太田町 千畠町」に改め、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「仙北町 太田町 千畠村」を削り、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「青森市」を「青森市 東津軽郡」に改め、「東津軽郡の内 平内町」を削り、同表蟹田簡易裁判所の項を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「階上村」を「階上町」に改め、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「浦臼町」を削り、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「新十津川町」を「浦臼町 新十津川町」に改め、同表岩内簡易裁判所の項を次のように改める。

岩内郡 磐谷郡 古宇郡
虻田郡の内
ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 俱知安町

同表俱知安簡易裁判所の項を削り、同表函館簡易裁判所の管轄区域の欄中「函館市 龜田郡」を「上磯郡 龜田郡 茅部郡」に改め、「上磯郡の内」を削り、同表木古内簡易裁判所の項及び森簡易裁判所の項を削り、同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「山越郡」を「山越郡 濱棚郡」に改め、同表瀬棚簡易裁判所の項を削り、同表江差簡易裁判所の管轄区域の欄中「爾志郡」を「爾志郡 久遠郡」に改め、同表名寄簡易裁判所の項を次のように改める。

名寄市	土別市	上川郡(天塩国)	中川郡(天塩国)
-----	-----	----------	----------

同表士別簡易裁判所の項を削り、同表留萌簡易裁判所の項を次のように改める。

留萌市	增毛郡 留萌郡 苦前郡
-----	-------------

同表羽幌簡易裁判所の項を削り、同表釧路簡易裁判所の管轄区域の欄中「釧路郡」を「釧路郡厚岸郡」に改め、同表厚岸簡易裁判所の項を削り、同表帶広簡易裁判所の管轄区域の欄中「河西郡」を「河西郡 広尾郡 十勝郡」に、「幕別町」を「幕別町 池田町 豊頃町」に改め、同表十勝池田簡易裁判所の項及び広尾簡易裁判所の項を削り、同表網走簡易裁判所の管轄区域の欄中「網走市」を「網走市 斜里郡」に改め、同表美幌簡易裁判所の項及び斜里簡易裁判所の項を削り、同表北見簡易裁判所の項を次のように改める。

北海道の内	留萌市 増毛郡 留萌郡 苦前郡
北海道の内	網走郡の内
見	網走郡の内
常呂郡の内	網走郡の内
高	網走郡の内
松	網走郡の内
綾歌郡の内	網走郡の内
綾上町 綾南町 綾歌町	網走郡の内

同表高松簡易裁判所の項を次のように改める。

香川県の内	高松市 大川郡 木田郡 香川郡
高	高松市 大川郡 木田郡 香川郡
松	高松市 大川郡 木田郡 香川郡
綾歌郡の内	高松市 大川郡 木田郡 香川郡
綾上町 綾南町 綾歌町	高松市 大川郡 木田郡 香川郡

同表三木簡易裁判所の項、大内簡易裁判所の項及び綾南簡易裁判所の項を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「(大字柿原を除く)」及び「(大字土成、成当、郡、浦池、水田及び秋月を除く)」を削り、同表川島簡易裁判所の管轄区域の欄中「板野郡の内 吉野町大字柿原 土成町大字土成、成当、郡、浦池、水田及び秋月」を削り、同表高知簡易裁判所の項を次のように改める。

高知県の内	高知市 南国市 土佐市 香美郡 長岡郡 土佐郡
吾川郡の内	吾川郡の内
伊野町 春野町 吾北村	伊野町 春野町 吾北村
高岡郡の内	高岡郡の内
日高村	日高村

同表本山簡易裁判所の項及び赤岡簡易裁判所の項を削り、同表須崎簡易裁判所の項を次のように改める。

須崎の内	吾川郡の内
須崎市	吾川郡の内
池川町 吾川村	池川町 吾川村
高岡郡の内	高岡郡の内
中土佐町 佐川町 越知町 塩川町 橋原町 大野見村 東津野村	中土佐町 佐川町 越知町 塩川町 橋原町 大野見村 東津野村
葉山村 仁淀村	葉山村 仁淀村
幡多郡の内	幡多郡の内
大正町 十和村	大正町 十和村

同表窪川簡易裁判所の項を削り、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「中村市」を「中村市宿毛市」に、「大方町」を「大方町 大月町」に改め、同表宿毛簡易裁判所の項を削り、同表松山簡易裁判所の管轄区域の欄中「温泉郡」を「温泉郡 上浮穴郡」に改め、同表久万簡易裁判所の項を削り、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇摩郡の内」を削り、同表伊予三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「川之江市」を「川之江市 宇摩郡」に改め、「十居町 新宮村」を削り、同表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇和島市」を「宇和島市 東宇和郡」に改め、「東宇和郡の内」を削り、同表野村簡易裁判所の項を削る。

第二条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を次のように改正する。
別表第四表新宿簡易裁判所の項、台東簡易裁判所の項、墨田簡易裁判所の項、大森簡易裁判所の項、渋谷簡易裁判所の項、中野簡易裁判所の項、豊島簡易裁判所の項、東京北簡易裁判所の項、足立簡易裁判所の項、葛飾簡易裁判所の項及び江戸川簡易裁判所の項を削り、同表東京簡易裁判所の項を次のように改める。

東京簡易裁判所 東京都(特別区の存する区域に限る。)
同表青梅簡易裁判所の項の次に次のように加える。
町田簡易裁判所 東京都町田市
同表飯能簡易裁判所の項の次に次のように加える。

所沢簡易裁判所

所沢市

同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡易裁判所の項を次のように改める。

大阪簡易裁判所

大阪市

同表愛知中村簡易裁判所の項及び昭和簡易裁判所の項を削り、同表名古屋簡易裁判所の項を次のように改める。

名古屋簡易裁判所

名古屋市

別表第五表新宿簡易裁判所の項、台東簡易裁判所の項、墨田簡易裁判所の項、大森簡易裁判所の項、渋谷簡易裁判所の項、中野簡易裁判所の項、豊島簡易裁判所の項、東京北簡易裁判所の項、足立簡易裁判所の項、葛飾簡易裁判所の項及び江戸川簡易裁判所の項を削り、同表東京簡易裁判所の項を次のように改める。

東京

東京都の内

特別区の存する区域 三宅村 御藏島村 小笠原村

同表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「町田市」及び「多摩市 稲城市」を削り、同表青梅簡易裁判所の項の次に次のように加える。
町 東京都の内
所 沢 埼玉県の内
所沢市 狹山市 入間市

同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「所沢市 狹山市 入間市」を削り、同表飯能簡易裁判所の項の次に次のように加える。
所 大阪府の内
所 沢 所沢市 狹山市 入間市

同表生野簡易裁判所の項、西淀川簡易裁判所の項及び阿倍野簡易裁判所の項を削り、同表大阪簡易裁判所の項を次のように改める。

大阪

大阪市

名 古 屋	愛知県の内 名古屋市 豊明市 西春日井郡
	東郷町 日進町

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中、第一条及び次条から附則第六条までの規定は昭和六十三年五月一日から、

第二条の規定は同日後の日であつて政令で定める日から施行する。

(簡易裁判所の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律により廢止される簡易裁判所(以下「廃止簡易裁判所」という。)においてこの法律の施行前にした事件の受理その他の手続

は、この法律によりその廢止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受入簡易裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続とみなす。

2 この法律の施行前に廢止簡易裁判所にて発せられた訴状その他の書類での法律の施行の際まだ受理されていないものは、受入簡易裁判所にあたるものとみなす。

3 この法律の施行前に廢止簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものは、受入簡易裁判所が差戻し又は移送を受けたものとみなす。

4 受入簡易裁判所は、前三項の規定に基づいて取り扱うべき事件(以下「引継事件」という。)については、廢止簡易裁判所の管轄権と同一の管轄権を有するものとみなす。

第三条 受入簡易裁判所は、廢止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、その専属管

轄に属するものを除き、申立てにより又は職權で、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の引継事件の当事者は、受入簡易裁判所において本案について弁論をした後は、同項の申立てをすることができない。

3 第一項の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三十一条の規定による移送の裁判又は同条の移送の申立てを却下する裁判となし、同法その他の法令の規定を適用する。

第四条 受入簡易裁判所は、廢止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職權で、決定をもつて、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の移送の決定は、受入簡易裁判所において、当該引継事件について、証拠調べを開始した後は、これをすることはできない。

3 第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定については、民事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)第十九条第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定とみなし、同法(同条第二項を除く。)その他の法令の規定を適用する。

(管轄区域の移転に伴う経過措置)
第五条 この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所(以下「隣接簡易裁判所」と

官報(号外)

いう。)の管轄区域に属することとなる簡易裁判所(以下「区域移転簡易裁判所」という。)にこの法律の施行の際に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送を受けたものについては、当該区域の裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。

2 附則第三条の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件(区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について準用する。この場合においては、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行前に区域移転簡易裁判所において」と読み替えるものとする。

(廃止簡易裁判所に対応する区検察庁)第六条 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁(以下「廃止区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察官又は(以下「受入区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為はとみなす。

2 この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検察官にてて発せられた告訴をする書面その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていなものは、これを受入区検察庁に属する検察官にてたものとみなす。

いふ。)の管轄区域に属することとなる簡易裁判

所(以下「区域移転簡易裁判所」という。)にこの法律の施行の際に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送を受けたものについては、当該区域の裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。

2 附則第三条の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件(区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について準用する。この場合においては、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行前に区域移転簡易裁判所において」と読み替えるものとする。

(廃止簡易裁判所に対応する区検察庁)第六条 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁(以下「廃止区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察官又は(以下「受入区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為はとみなす。

2 この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検

[三木忠雄君登壇、拍手]

○三木忠雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、簡易裁判所設立後の社会事情の変化にかんがみ、その配置を適正化し、その機能の充実強化を図るために簡易裁判所の新設、廃止、管轄区域の変更等を行おうとするものであります。その主な内容は次のとおりであります。

第一に、町田簡易裁判所及び所沢簡易裁判所を新設すること、第二に、五日市簡易裁判所はか二

十市の事務を取り扱っていない簡易裁判所を廃止し、三崎簡易裁判所ほか八市市小規模簡易裁判所及び大都市地域に所在する十七市市簡易裁判所を廃止し統合すること、第三に、新島簡易裁判所はか八市市簡易裁判所の管轄区域の変更及び市町村の廃置分合等に伴う所要の整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、簡易裁判所の理念、統廃合の基準の立て方、受け付け事務のあり方、統廃合される地域における今後の事件処理の方法及び大都市地域に存する簡易裁判所の一法律化等の意見を聴取するなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

2 附則第三条の規定は、日本航空株式会社法を廃止する等の法律案(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院送付)を議題といたします。

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

○副議長(瀬谷英行君) 「賛成者起立」

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

よつて、本案は可決されました。

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

○副議長(瀬谷英行君) 「賛成者起立」

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

よつて、本案は可決されました。

なお、本法律案に対し、守住理事より、簡易裁判所の機能の一層の充実強化を図ること等を内容

につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、簡易裁判所設立後の社会事情の変化にかんがみ、その配置を適正化し、その機能の充実強化を図るために簡易裁判所の新設、廃止、管轄区域の変更等を行おうとするものであります。

本法律案は、日本航空株式会社の自主的かつ

党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及

び西川委員共同提案に係る附帯決議案が提出さ

れ、全会一致をもつて本委員会の決議とするこ

とに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るために日本航空株式会社法を廢止するとともに、これに伴う必要な措置として外国人等の取得した定期航空運送事業者の株式の取扱いの特例等について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

政府は、日本航空株式会社の完全民営化に当たり、次の事項に關し、特段の配慮をすべきである。

一 日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立を図るとともに、整備体制の改善等安全運航の確保、利用者の利便の増進など公共交通機関としての企業の社会的責任を果たすよう指導すること。

二 対米路線の以遠権、路線権など総合的な航空権益の平等性確保に一層努めるとともに、航空企業間の企業格差及び路線構成に留意しつつ、国際線の複数社制、国内線のダブルトラック・トリプルトロック化に當たつては、航空企業の向上に努めること。特に、国際航空運賃についでは、為替レートの変動に対する適切な対応等利用者が納得できる改善方策を講ずるよう努めること。

三 航空運賃の一層の適正化等利用者サービスの向上に努めること。特に、国際航空運賃についでは、為替レートの変動に対する適切な対応等利用者が納得できる改善方策を講ずるよう努めること。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るために日本航空株式会社法を廢止するとともに、これに伴う必要な措置として外国人等の取得した定期航空運送事業者の株式の取扱いの特例等について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

政府は、日本航空株式会社の完全民営化に当たり、次の事項に關し、特段の配慮をすべきである。

一 日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立を図るとともに、整備体制の改善等安全運航の確保、利用者の利便の増進など公共

輸送機関としての企業の社会的責任を果たすよう指導すること。

二 対米路線の以遠権、路線権など総合的な航空権益の平等性確保に一層努めるとともに、航空企業間の企業格差及び路線構成に留意しつつ、国際線の複数社制、国内線のダブルトラック・

トリプルトロック化に當たつては、航空企業の向上に努めること。特に、国際航空運賃についでは、為替レートの変動に対する適切な対応等利用者が納得できる改善方策を講ずるよう努めること。

三 航空運賃の一層の適正化等利用者サービスの向上に努めること。特に、国際航空運賃についでは、為替レートの変動に対する適切な対応等利用者が納得できる改善方策を講ずるよう努めること。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るために日本航空株式会社法を廢止するとともに、これに伴う必要な措置として外国人等の取得した定期航空運送事業者の株式の取扱いの特例等について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

政府は、日本航空株式会社の完全民営化に当たり、次の事項に關し、特段の配慮をすべきである。

一 日本航空株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るために日本航空株式会社法を廢止するとともに、これに伴う必要な措置として外国人等の取得した定期航空運送事業者の株式の取扱いの特例等について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

四 日本航空株式会社の中期計画の推進に当たつては、労働組合の理解と協力を得て行うほか、

労務政策の公平化、労使関係の正常化に努めるよう指導すること。

五 日本航空株式会社の政府保有株式の売却益については、その意義にかんがみ、運輸関連のための費用に充てるよう一層配慮すること。

六 民間機と自衛隊機とのニアミス及び小型航空機事故が多発し、民間機の安全運航に不安が生じるため、航空管制の在り方、ニアミスの事実調査等に万全を期するとともに、小型機の事故対策及び事故調査についても適切な対応措置を講ずるよう努めること。

官報(号外)

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案
(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案
(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和六十二年八月二十日

衆議院議長 原 健二郎
参議院議長 藤田 正明殿

附 則

(施行期日)

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案
(日本航空株式会社法の廃止)
第一条 日本航空株式会社法(昭和二十八年法律
五百四十四号。以下「旧法」という。)は、廃止

する。

(航空法の一部改正)

第二条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百二十条の二 証券取引所に上場されている

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第一百二十条の二 証券取引所に上場されている

(外国人等の取得した株式の取扱い)

株式又はこれに準ずるものとして運輸省令で

定める株式を発行している会社である定期航

空運送事業者は、その株式を取得した第四条

第一項第一号から第三号までに掲げる者(以

下「外国人等」という。)から、その氏名及び住

所を株主名簿に記載することの請求を受けた

場合において、その請求に応ずることにより

同項第四号に該当することとなるときは、そ

の氏名及び住所を株主名簿に記載することを

拒むことができる。

2 前項の定期航空運送事業者は、運輸省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が運輸省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

3 第一項に規定する債券を失った者に交付する

ためにこの法律の施行後に会社が発行する債券

について、旧法第五条の規定は、この法律の

施行後も、なおその効力を有する。

4 第一項に規定する債券又は利札を失つた者に

交付するためにこの法律の施行後に会社が発行

する債券又は利札については、旧法第六条及び

第九条第二項の規定は、この法律の施行後も、

なおその効力を有する。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 ただいま議題となりました日本航空株式会社法を廃止する等の法律案について運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案
(日本航空株式会社法の廃止)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案
(日本航空株式会社法の廃止)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案
(日本航空株式会社法の廃止)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更)

第二条 旧法により設立された日本航空株式会社(以下「会社」という。)は、この法律の施行の日前に、この法律の施行の日から効力を生ずる定期

款の変更の決議を行なうことができる。

前項の決議については、旧法第十条第一項の

規定は、適用しない。

(旧法の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に会社が発行した債券及び利札については、旧法第六条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に旧法第九条の規定に基づき政府が保証契約をした会社の債務について

は、同条の規定は、この法律の施行後も、なお

その効力を有する。

3 第一項に規定する債券を失つた者に交付する

ためにこの法律の施行後に会社が発行する債券

について、旧法第五条の規定は、この法律の

施行後も、なおその効力を有する。

4 第一項に規定する債券又は利札を失つた者に

交付するためにこの法律の施行後に会社が発行

する債券又は利札については、旧法第六条及び

第九条第二項の規定は、この法律の施行後も、

なおその効力を有する。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第五条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正す

る。

別表乙号第六号を次のように改める。

六 刪除

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第

四条においてなお従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(運輸省設置法の一部改正)

第七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十五号中「日本航空

株式会社」を削る。

官報外号

り扱いの特例等について所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

社会党・護憲共同安恒理事より反対、自由民主党吉村理事より賛成、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より、自由民主党政党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る日本航空株式会社の完全民営化に当たり配慮いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第四 食糧管理法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、第一百九回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岡部三郎君。

審査報告書

食糧管理法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月三日

農林水産委員長 岡部 三郎

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、麦作をめぐる諸情勢に対処して、麦の政府買入価格について、生産性向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ生産状況等を的確に反映して定めるため、その算定に関する規定を整備しようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

二、附帯決議

食糧管理法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつてこれを送付する。

昭和六十二年八月二十七日

参議院議長 藤田 正明殿

食糧管理法の一部を改正する法律案(第百八回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和六十二年八月二十七日

参議院議長 原 健三郎

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条ノ二第一項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ麦ノ生産費其ノ他ノ生産条件、麥ノ需要及供給ノ動向並ニ物価其ノ他ノ経済事

かりでなく、畑作における合理的な輪作の基幹作物として、また、水田における重要な転作及び裏作物として農地の高度利用と農家の所得確保を図るうえで大きな役割を果たしている。

よつて政府は、中長期的展望に立つて、国内産麦の自給力の向上をめざした生産振興を図るとともに、本法の施行に当たつては、次の事項の実現に努め、生産農家の経営安定に万全を期すべきである。

一、麦の政府買入価格については、従来の価格算定の経緯、麦作の生産実態等をも十分勘案し、再生産の確保が図られる価格を実現すること。

二、算定に当たつては、従来の価格算定の経緯、麦作の生産実態等をも十分勘案し、再生産の確保が得られる算定方式を確立するとともに、その理解が得られる算定方式を確立すること。

三、麦の政府買入価格については、従来の価格算定に当たつては、従来の価格算定の経緯、麦作の生産実態等をも十分勘案し、再生産の確保が図られる価格を実現すること。

四、生産性向上の反映については、農家への還元にも十分配慮して行うこと。

五、品質格差についても、需要の動向と併せ、良品質率の開発普及の実情等にも十分配慮した運用を行うこと。

六、水田における転作及び裏作物としての麦作の栽培技術の開発・改良等の試験研究の充実強化を図り、その成果が生産農家に円滑に普及するよう努めること。

七、水田における転作及び裏作物としての麦作の栽培技術の開発・改良等の試験研究の充実強化を図り、その成果が生産農家に円滑に普及するよう努めること。

八、水田における転作及び裏作物としての麦作の栽培技術の開発・改良等の試験研究の充実強化を図り、その成果が生産農家に円滑に普及するよう努めること。

九、水田における転作及び裏作物としての麦作の栽培技術の開発・改良等の試験研究の充実強化を図り、その成果が生産農家に円滑に普及するよう努めること。

十、水田における転作及び裏作物としての麦作の栽培技術の開発・改良等の試験研究の充実強化を図り、その成果が生産農家に円滑に普及するよう努めること。

情ヲ參酌シ麦ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ麦作ノ生産性ノ向上及麦ノ品質ノ改善ニ資スペク配慮スルモノトス

附 則

- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- この法律による改正後の食糧管理法第四条ノ二第二項の規定は、昭和六十三年産の大麦はだか麦及び小麦から適用し、昭和六十二年以前の生産に係る大麦、はだか麦及び小麦については、なお従前の例による。

号外(報)

- 國部三郎君登壇 拍手
- 國部三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
- 本法律案は、最近における麦作をめぐる諸情勢の変化に対処して、麦の政府買い入れ価格について、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつゝ、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参照して定めようとするものであります。
- 委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、本法改正の基本的考え方、新しい算定方式の内容、生産性向上成果の農家への還元、現行の算定方式についての見解、農

政審議会報告との関係、麦の品質改善のための施策、麦の品質改善と価格政策の関係、麦の生産性向上のための施策、基盤整備に要する農家負担、麦が輪作及び転作に果たす役割、輸入小麦の安全性、国内産麦の流通合理化のための施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して下田委員より反対である旨の、日本共産党を代表して菅野委員より反対である旨のそれぞれ発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

よつて、本案は可決されました。

○副議長(瀬谷英行君) 日程第五 外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長大木浩君。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年八月二十七日
木浩君。

衆議院議長 原 健三郎

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年九月三日
商工委員長 大木 浩

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の産業及び技術の発展並びに国際社会において我が国が担うべき責任の増大等の状況の下で、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる貨物の輸出及び海外への技術提供が我が国の対外取引の正常な発展及び我が国経済の健全な発展を阻害するおそれ

が強まつてゐることにかんがみ、これらの輸出

及び技術提供に係る罰則及び制裁の強化等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

第二十五条第一号中「又は国際的な平和及び安全の維持」を削り、同条を同条第三項とし、同項

に、「第六十九条の四」を「第六十九条の五」に、「第七十条」を「第六十九条の六」に改める。

第二十五条第一号中「又は国際的な平和及び安全の維持」を加える。

居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところに

より、当該取引について、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

一、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の地域において提供することを目的とする取引

二 國際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引

2 通商産業大臣は、前項の規定の確實な実施を図るために必要があると認めるときは、非居住者との間で特定技術を同項第一号の特定の地域以外の地域において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課すことができる。

（制裁）

第二十五条の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第一号に規定する取引を行つた者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行おうとする居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課すこととする。

第四章中第二十五条の次に次の一条を加える。

第三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第一号に規定する取引を行つた者に対し、一年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る特定技術を同項の規定する取引を行つた者に対し、一年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行ふことを禁止することができる。

（輸出の許可等）

第四十八条 國際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めることにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第五十三条中「基く」を「基づく」に、「違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の規定の確實な実施を図るために必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課すことができる。

第六十九条の四 通商産業大臣は、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定の運用に関し、特に必要があると認めるときは、外務大臣に意見を求めるところができる。

（外務大臣の意見）

第六十九条 第六十九条の四を第六十九条の五とし、同条の前に次の二条を加える。

2 通商産業大臣は、国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、第二十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定の運用に関し、通商産業大臣に意見述べることができる。

（外務大臣の意見）

第七十条 第七十号中「第二十五条」を「第二十五条第十九号の次に次の二号を加える。

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

第七十条 第十九号の次に次の二号を加える。

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

（罰）

第六十九条の六 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が二百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 第二十五条第一項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定めた取引をした者

二 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。

（輸出の禁止）

第六十九条 第二十号中「第二十五条」を「第二十

五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

20の二 第二十五条の二第一項又は第三項の規定による技術の提供を目的とする取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十一の三 第二十五条の二第二項の規定による貨物の売買に関する取引又は貨物の輸出の禁止に違反して取引又は輸出をした者

二十八の二 第四十八条第一項の規定に基づく

命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者

第七十条第二十九号中「第四十八条第一項」を「第四十八条第三項」に改める。

第七十条第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一条の二 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引の禁止に違反して輸出又は取引をした者

第七十条第三十二号中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改める。

第七十三条第一項中「第七十条、第七十一条又は前条」を「第六十九条の六から前条まで」に改める。

第七十三条第一項中「第七十条、第七十一条又は前条」に改める。

三十一条第二項」に改める。

官報 (号外)

三十一条の二 第五十三条第一項の規定による貨物の輸出又は特定技術の提供を目的とする取引の禁止に違反して輸出又は取引をした者

第三条 旧法第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認を受けた貨物の輸出であつて、新法第四十八条第一項若しくは同条第二項若しくは同条第三項の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定による許可又は同条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けたものとみなす。

第七十条第三十二号中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改める。

第三条 旧法第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認を受けた貨物の輸出であつて、新法第四十八条第一項若しくは同条第二項若しくは同条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けたものとみなす。

第七十条第三十二号中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改める。

第三条 旧法第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認を受けたものとみなす。

第七十条第三十二号中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改める。

受けたものとみなす。

第五十三条の規定によりした輸出又は輸入の禁止は、新法第五十三条第二項の規定により通商産業大臣がした处分とみなす。

第七条 この法律の施行前に貨物の輸出又は輸入に關し旧法、旧法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者に対する輸出又は輸入の禁止については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○大木浩君登壇、拍手）
O 大木浩君 登壇、拍手）
及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、國際的な平和と安全を妨げると認められる違法な貨物の輸出及び海外への技術の提供が、我が國の對外取引の正常な發展と我が國經濟の健全な發展を阻害するおそれが強まってきてゐる現状にかんがみ、これら違法な輸出等に係る罰則及び制裁の強化等を圖らうとするものであります。

すなわち、國際的な平和及び安全の維持に関連ある特定の貨物の輸出と特定の技術の提供についてこれを特掲し、その規制の趣旨を明確化するとともに、罰則を最高懲役三年から五年に、輸出禁止等の行政処分の期間を最高一年から三年に、それが延長する等の措置を講じております。

委員会におきましては、長時間にわたり慎重な審査が行われ、ヨコム運営の実態と政府の今後の

対応、東芝機械事件の経緯、米国議会における包摶貿易法案審議の今後の見通し、國際的な平和と安全の維持的具体的な内容、罰則強化の趣旨等の諸点について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同福間理事より反対、自由民主党前田理事より賛成、公明党・国民会議矢原委員よ

り反対、民社党・国民連合井上委員より賛成、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(瀬谷英行君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(瀬谷英行君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	藤田 正明君
及川 順郎君	副議長	瀬谷 英行君
勝木 健司君	片上 公人君	
刈田 貞子君	平野 清君	
橋本孝一郎君	猪熊 重二君	
青木 茂君	木本平八郎君	
中野 鉄造君	馬場 富君	
小西 博行君	拔山 晴子君	

藤野 賢二君	中野 明君	遠藤 政大君
矢原 秀男君	峯山 昭範君	堀江 正夫君
広中和歌子君	井上 計君	真鍋 賢二君
山田 勇君	太田 淳夫君	大河原太一郎君
出口 廣光君	飯田 忠雄君	成相 善十君
三木 忠雄君	林 健太郎君	後藤 正夫君
和田 敦美君	三治 重信君	佐々木 満君
高平 公友君	原田 立君	鳴崎 均君
塙出 啓典君	林 寛子君	長谷川 信君
高桑 栄松君	中西 珠子君	加藤 武徳君
栗林 阜司君	多田 嘉彦君	木村 隆男君
下条進一郎君	伏見 康治君	植木 光教君
多田 省吾君	田淵 哲也君	石本 茂君
田代富士男君	徳永 正利君	黒柳 修二君
伏見 康治君	西川 漂君	北 黒柳 明君
田淵 哲也君	下村 泰君	長田 裕二君
田代富士男君	山田 幸弘君	梶木 又三君
徳永 正利君	宮崎 秀樹君	藤井 孝男君
西川 漂君	福田 幸弘君	長田 裕二君
下村 泰君	山田耕三郎君	永田 良雄君
宮崎 秀樹君	水谷 力君	野沢 太三君
福田 幸弘君	矢野俊比古君	工藤万砂美君
山田耕三郎君	吉村 真事君	志村 哲良君
水谷 力君	曾根田郁夫君	永野 静馬君
矢野俊比古君	前島英三郎君	藤井 勝太郎君
吉村 真事君	松浦 孝治君	中曾根弘文君
曾根田郁夫君	本村 和喜君	添田増太郎君
岡野 裕君	青島 幸男君	田辺 哲夫君
杉元 恒雄君	二木 秀夫君	寺内 弘子君
大浜 方榮君	青島 幸男君	寺内 弘子君
谷川 寛三君	吉川 博君	寺内 弘子君
岩上 二郎君	森山 真弓君	寺内 弘子君
坂元 親男君	向山 一人君	佐藤栄佐久君
福間 知之君	仲川 幸男君	大城 真頼君
	森田 重郎君	杉山 令攀君
	田代由紀男君	浦田 浩君
	岩上 二郎君	林 恒治君
	坂元 親男君	岡田 広君
	福間 知之君	大木 浩君
		川原新次郎君
		松尾 宣平君
		岩本 政光君
		大木 浩君
		岡田 智治君
		岡部 三郎君
		岡田 智治君
		大鷹 淑子君
		大島 友治君
		林 道君

浜本 万三君	斎藤 十朗君	上田耕一郎君	宮本 顯治君	近藤 忠孝君	宮本 顯治君
平井 阜志君	遠藤 要君			大蔵委員	近藤 忠孝君
古賀雷四郎君	志村 愛子君			辞任	補欠
桧垣徳太郎君	原 文兵衛君	内閣総理大臣	中曾根康弘君	宮本 顯治君	近藤 忠孝君
小山 一平君	一井 淳治君	法務大臣	遠藤 要君	大蔵委員	近藤 忠孝君
千葉 景子君	田渕 敏二君	大蔵大臣	宮澤 喜一君	法務大臣	宮本 顯治君
吉川 春子君	内藤 功君	文部大臣	塙川正十郎君	農林水産大臣	遠藤 要君
渡辺 四郎君	及川 一夫君	通商産業大臣	田村 元君	通商産業大臣	中曾根康弘君
山口 哲夫君	下田 京子君	運輸大臣	橋本龍太郎君	郵政大臣	遠藤 要君
橋本 敦君	佐藤 昭夫君	労働大臣	唐沢俊二郎君	労働大臣	遠藤 要君
梶原 敬義君	糸久八重子君	自治大臣	平井 阜志君	農林水産大臣	遠藤 要君
近藤 忠孝君	菅野 久光君	農業大臣	近藤 鉄雄君	内閣総理大臣	遠藤 要君
中村 哲君	諫山 博君	官(經濟企画庁)長	美梨 信行君	法務大臣	遠藤 要君
佐藤 三吉君	大森 昭君	大蔵省主税局長	吉岡 吉典君	通商産業大臣	遠藤 要君
松前 達郎君	穂山 篤君	自治省税務局長	大木 正吾君	労働大臣	遠藤 要君
沓脱タケ子君	水野 勝君	津田 正君	久保 亘君	農業大臣	遠藤 要君
村沢 牧君			矢田部 理君	大蔵省主税局長	遠藤 要君
丸谷 金保君			山中 郁子君	大蔵省主税局長	遠藤 要君
志苦 裕君			本岡 昭次君	大蔵省主税局長	遠藤 要君
吉岡 吉典君			柏谷 照美君	大蔵省主税局長	遠藤 要君
去る八月三十一日議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る八月三十一日議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る八月三十一日議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る八月三十一日議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る八月三十一日議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る八月三十一日議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員
辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
大蔵委員	宮本 顯治君	近藤 忠孝君	大蔵委員	永野 茂門君	斎藤 十朗君
近藤 忠孝君	宮本 顯治君	近藤 忠孝君	文教委員	福田 幸弘君	吉川 芳男君
補欠	補欠	補欠	辞任	千葉 景子君	吉川 芳男君
(国会法第四十二条 に規定によるもの)	(国会法第四十二条 に規定によるもの)	(国会法第四十二条 に規定によるもの)	大蔵委員	藤井 茂男君	斎藤 十朗君
斎藤 十朗君	水野 茂門君	福田 幸弘君	文教委員	星 長治君	吉川 芳男君
(国会法第四十二条 に規定によるもの)	(国会法第四十二条 に規定によるもの)	世耕 政隆君	外務委員	福島 幸弘君	千葉 景子君
星 長治君	星 長治君	宮崎 秀樹君	辞任	星 長治君	吉川 芳男君
福田 幸弘君	福田 幸弘君	補欠	補欠	福島 幸弘君	千葉 景子君

官 報 (号外)

社会労働委員	宮崎 秀樹君	千葉 景子君	秋山 長造君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	下稻葉耕吉君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	永田 良雄君	平井 卓志君	藤井 孝男君	宮崎 秀樹君
農林水産委員	世耕 政隆君	秋山 長造君	大塚清次郎君	永田 良雄君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	松岡満壽男君	平井 卓志君	補欠
運輸委員	高橋 清孝君	秋山 長造君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	永田 良雄君	平井 卓志君	補欠
通信委員	大塚清次郎君	永田 良雄君	大塚清次郎君	永田 良雄君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	平井 卓志君	補欠
建設委員	永田 良雄君	大塚清次郎君	永野 茂門君	大塚清次郎君	星 長治君	鈴木 和美君	八百板 正君	吉川 芳男君	藤井 孝男君	大塚清次郎君	吉川 芳男君	永田 良雄君	平井 卓志君	補欠
決算委員	秋山 長造君	一井 淳治君	土屋 義彦君	永野 茂門君	宮崎 秀樹君	福田 幸弘君	八百板 正君	吉川 芳男君	福田 幸弘君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	吉川 芳男君	平井 卓志君	補欠
文教委員	大蔵委員	星 長治君	星 長治君	山本 正和君	宮崎 秀樹君	吉川 芳男君	八百板 正君	吉川 芳男君	平井 卓志君	補欠				
環境特別委員	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	大塚清次郎君												
同日議員から次の質問主意書が提出された。	田淵 默一君	一井 淳治君	高杉 勉忠君	八百板 正君	山本 正和君	鈴木 和美君	大塚清次郎君	吉川 芳男君						
死に対する患者の人権と医師の治療義務に関する質問主意書(木本平八郎君提出)	平井 卓志君	高橋 清孝君	高杉 勉忠君	山本 正和君	大塚清次郎君	吉川 芳男君								
昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任	松岡満壽男君	下稻葉耕吉君												

を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任

補欠

藤井 孝男君
宮崎 秀樹君

藤井 孝男君

補欠

大塚清次郎君

永田 良雄君

補欠

平井 卓志君

吉川 芳男君

補欠

吉川 芳男君

吉川 芳男君

補欠

を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

法務委員

外務委員

通信委員

農林水産委員

大蔵委員

文教委員

労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

日本航空株式会社法を廃止する等の法律案(閣法第五号)

食糧管理法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

国際関係法第六〇号)審査報告書

百八回国際関係法第五九号)審査報告書

日本・羽田両空港へのアクセス整備に関する質問主意書(木本平八郎君提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

死に対する患者の人権と医師の治療義務に関する質問主意書(木本平八郎君提出)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和六十二年九月四日 參議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

発行所
〒105 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印局
電官報
電話
三(天)ハイン
二定価
一〇一円部